

包括外部監査の結果報告書

平成15年3月28日

倉敷市包括外部監査人

高見 太平

第1章 外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び倉敷市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

第2 選定したテーマ（特定の事件）

児島モーターボート競走事業会計の財務事務及び経営管理について

第3 テーマを選定した理由

競馬、競輪、競艇、オートレースという公営競技の不振がたびたびメディアで取り上げられるようになってきた。兵庫県の西宮競輪、甲子園競輪、福岡県の門司競輪、大分県の中津競馬、新潟県の新潟県営競馬と経営不振から事業を廃止する自治体が相次いでいる。長引く不況も一因であるが、その構造的な問題点も指摘されている。それでも赤字施行者の多くが、景気さえ回復すれば財政に寄与するという希望的観測のもと決断を先延ばししているという。下記「公営競技年度別売上」で明確にわかるように、地方自治体が運営する競馬、競輪、競艇、オートレースの売上高は平成3年度の8兆9,387億円をピークに平成13年度は6兆4,085億円まで落ち込んだ。競艇の売上高も同様の傾向を示している。

公営競技年度別売上

(単位:億円)

	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
競艇	22,137	20,826	19,585	18,374	18,432	18,038	17,316	15,961	14,706	13,347	12,811
中央競馬	34,338	36,138	37,333	37,776	39,142	40,054	38,690	37,853	36,294	33,822	32,654
競輪	19,553	18,721	17,544	16,444	16,144	15,672	15,381	14,497	13,554	12,371	11,709
地方競馬	9,862	8,881	8,059	7,320	7,141	6,949	7,070	6,577	6,231	5,560	5,221

オートレース	3,497	3,394	3,076	2,870	2,701	2,675	2,458	2,130	2,016	1,856	1,688
合 計	89,387	87,960	85,597	82,784	83,560	83,388	80,915	77,018	72,801	66,956	64,085

資料: 社団法人全国モーターボート競走会連合会 統計資料集

児島競艇は平成12年度に初めて赤字を計上した。847百万円という大幅なものである。平成13年度は267百万円の当年度純利益を計上したが、過去に年間70億円もの利益と51億円もの繰出金（一般会計に繰り入れている余剰金）を計上したこともある児島競艇のかつての経営成績と比較すれば、低調な結果といわざるを得ない。倉敷市の平成14年度予算は市税収入が3年連続マイナス、財政調整基金も10億円程度の残高となり昭和46年度残高の8億円に迫る窮乏振りという状況で、競艇事業収入の低下は倉敷市の財政に大きく影響する。平成3年度においては、競艇事業から一般会計への繰出金が51億円あった。それが平成12年度はゼロ（前年度利益処分として12年度に支払われた2億円の繰出金を除く）、平成13年度は1億円にとどまっている。しかも今後の大きな伸びは期待できそうにない。

そこで、業績不振の原因はなにか、「決断を先延ばし」しているような深刻な状況なのか、あるいは健全なのか、今後倉敷市の財政に貢献できる十分な利益を上げていけるのか、を明らかにしようと考えた。

また、公営競技といえば、売上拡大を目的として設置される場外舟券売り場（競艇ではボートピアという）の問題、舟券売上の3.3%を財源として運営される特殊法人（競艇では日本船舶振興会(通称、日本財団)など）の問題など市民の関心は高い。

そこで、児島競艇の財務事務が関係法令に準拠して遂行されているか、また、児島競艇事業が経済性、効率性及び有効性の視点から行われているか、さらに、管理運営事務が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成していくように運営されているかどうかについて監査する必要を認めた。

第4 外部監査の方法

1. 監査の要点

- (1) 収入及び支出事務が地方自治法及び関係諸法令に従っているか。
- (2) 財務管理事務は規則等に準拠しているか。
- (3) 経済性、効率性に則って事務事業が執行されているか。

2. 主な監査手続

- (1) 決算書及び統計資料に基づいて、児島モーターボート競走事業会計について他自治体のモーターボート競走事業会計の関連数値と比較・分析することにより、その運営内容を検討し、児島モーターボート競走事業会計の財務事務及び経営管理上の問題点の所在について概括的に検討した。

- (2) 営業収入の中心である舟券収益につき、財産管理の要である現金精査作業に立会い、関連帳票と照合した。
- (3) 支出のうち重要性の高い人件費、払戻金、返還金、広告料、委託料、賃借料、会費負担金、選手参加費、選手賞金、日本船舶振興会交付金につき関連証憑と照合し法令等に従って適正に処理されているか調査した。
- (4) 競艇場に係る財産（施設、設備等）の管理が法令等に準拠して適正に行われているか、また、経済的、効率的に行われているか検証した。

第5 監査対象

平成13年度末現在の財務状況及び同年度の経営状況を対象とし、必要に応じて過年度に遡った。

第6 外部監査の実施期間

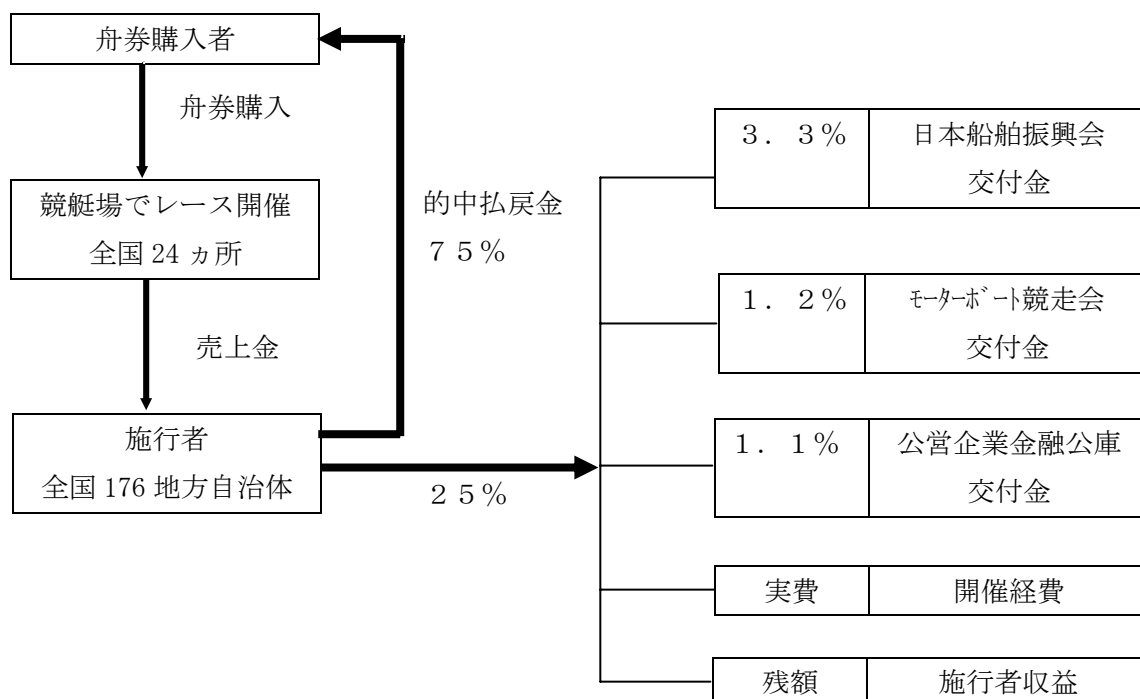
平成14年4月22日から平成15年3月22日まで

第2章 監査対象の概要

第1 競艇とは

競艇は水上のモータースポーツである。競艇で使う水面のことを競走水面という。それは縦75メートル以上横440メートル以上、33,000平方メートル以上の広大な水面からなる。水面は、湖、河川、海面を仕切ったものがあり、淡水レース場と海水レース場に分かれる。この1周600メートルの競走水面を船舶のルールに従い左回りに（船の航行は右側通行のため）3周する。出場選手6名のうち最初にゴールを駆け抜けた選手が勝ちとなる。

第2 競艇の収益金の流れ



上の図に示しているように、競艇の売上金(勝舟投票券売上金)の配分は、「モーターボート競走法」(昭和26年制定)の定めるところに従って厳正に行われている。

まず、売上金の75%が、当り舟券の払戻金としてお客に払い戻される。残りの25%は主催者である地方自治体の管理下に置かれ、そのうち日本船舶振興会(通称、日本財団)、モーターボート競走会及び公営企業金融公庫へは交付金としてそれぞれ3.3%、1.2%及び1.1%が交付される。そして、競艇場施設の管理費や選手への賞金などの開催経費を除いた残額が自治体の財源となる。

競艇は、昭和26年に制定されたモーターボート競走法に基づき運営され、地方自治体が主催者となって、全国24の競艇場でレースが開催されている。

なお、レースは、主催者より委託をうけた開催地各県のモーターボート競走会により行われる。また、選手の養成・登録・出場あっせんなどは、(社)全国モーターボート競走会連合会が行っている。

第3 沿革

- | | | |
|-------|--------|---|
| 昭和27年 | 4月 | 地方財政委員会告示第21号をもって児島市がモーターボート競走施行市に指定される |
| | 27年11月 | 全国9番目の競走場として初開催 児島郡福田町が3割出資
(第1日目の売上額2,023,100円 入場者5,759人) |
| | 28年6月 | 児島郡福田町は倉敷市と合併 |
| | 34年4月 | 倉敷市施行辞退により児島市の単独施行となる |

昭和	41年	9月	第2スタンド棟完成
	42年	2月	倉敷市、児島市、玉島市の3市合併により、現倉敷市が誕生、倉敷市が施行者継続
	45年	2月	防波対策築堤第1期工事完成
	46年	6月	第2スタンド増設工事完成
	47年	5月	防波対策築堤第2期工事完成
	48年	2月	電光表示板設置工事完成
	48年	12月	自治省告示第218号により、モーターボート競走施行団体として備南競艇事業組合が指定される
	50年	3月	駐車場舗装工事完成
	50年	3月	備南競艇事業組合初開催 (売上額 232,757,200円 入場者 8,625人)
	50年	9月	第一入場門棟及び競技棟施設改善工事完成(第1期工事)
	52年	11月	投票業務の一部を機械化 (トータリゼータシステム)
	53年	5月	B&G特別協賛競艇を実施
	54年	7月	第1スタンド棟投票所完成(第2期工事) 全館シングルユニット方式による発売、払戻機器の導入
	58年	10月	倉敷市の開催日が1回12日となる(1回1日増)
	59年	11月	防波堤嵩上工事完成
	61年	3月	トータリゼータシステム設備工事完成(改良型バーコード付)
	61年	4月	備南競艇事業組合へ鴨方町、寄島町、里庄町の3町が加入し、組合組織が総社市外10町村となり、開催日が1回につき2日となる
	61年	9月	電話投票システム導入
	62年	5月	第3期スタンド棟建設工事完成
平成	5年	2月	地区場間場外発売を実施(徳山競艇地区戦)
	5年	10月	第4期スタンド棟建設工事完成
	5年	11月	地区場間場外発売を相互実施(児島・宮島競艇周年)
	7年	2月	906インチ対岸大型映像装置(ドリームビジョン)完成
	7年	4月	児島競艇場単独の電話投票システムからテレボートせとに移行
	10年	9月	新外向前売投票所(ポートウインク)完成
	12年	6月	全レース連勝単式・連勝複式同時発売を実施すると同時に、全館マークカード方式を実施
	12年	8月	ボートピア松江オープン
	13年	4月	3連勝方式の発売を開始

第4 所在地

倉敷市児島元浜町6番地の3

第5 総敷地面積

陸上	111,463.01 m ²
水面	78,784.64 m ²

第6 建物（構造及び延床面積）

延床面積	54,618 m ²
・スタンド棟	48,103 m ²
・第1入場門棟	1,287 m ²
・競技棟	2,887 m ²
・外向前売投票所	995 m ²
・その他	1,346 m ²

第7 駐車場面積及び駐車台数

・総面積	78,636.53 m ²
・総駐車台数	
自家用車	3,097台
バス	80台
バイク・自転車	450台

第8 観覧席及び収容人員

・立見席	11,357人
・椅子席	8,177人
(うち指定席	402人
ロイヤルルーム	108人)

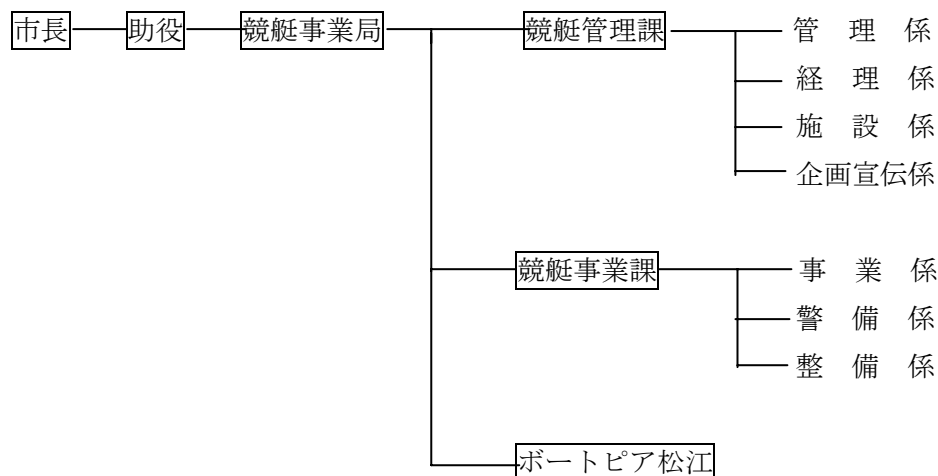
第9 窓口関係

・発売	381窓（うち前売投票所9、外向前売投票所19）
・払戻	81窓（うち前売投票所1、外向前売投票所2）
・両替	33窓（うち前売投票所0、外向前売投票所0）

第10 競艇場職員及び臨時従業職員（平成14年4月1日現在）

・職員数	48人
・嘱託	24人
・臨時従業職員	382人（一般309人、再雇用73人）

第11 組織図



第3章 監査の結果

第1 売上高の集計と現金管理

舟券収益は現金収入が中心である。従ってレースごとの現金精査が重要な管理の焦点となる。そこで、発売形態：児島本場、開催回次：平成14年度第4回3節14日、開催日：平成14年7月23日の売上現金精査作業のうち、第2投票所、第32投票所、第34投票所及びロイヤルルームにおけるレースごとの売上金精査作業に順次立ち会った。集計された現金は直ちに資金管理室へ送られ、さらに中国銀行職員が待機する部屋へ集められ、銀行職員により再度現金が数えられる。そこで、レースの終了を待って同日の銀行職員による現金精査作業にも立ち会った。

最終的に集計された現金は、「銀行持帰金照合表」に、収入として場内発売金額、入場料収入、的中未払金、事故収入等、支出として場内払戻金、事故支出等に分類され現金残高が表示される。これが銀行への受け渡し証憑となる。銀行に引き渡された現金は銀行により直ちに預金口座に入金されるため、普通預金通帳にも記録が残る。

レース開催中の収入は、会計上、(借方)普通預金(貸方)預り金(レース売上金等)、支出は(借方)仮出金(レース繰替払金)(貸方)普通預金と仕訳され、レース終了時には節ごとの詳細な収支報告書が作成され、これに基づき収益、費用、その他関連勘定に振り替えられる。

現金精査作業の立会い、舟券売上関連証憑の突合などの結果、売上高の集計と現金管理の仕組みは非常にすぐれており、売上金に関して不正及び誤謬が生ずる可能性は極めて低いと考えられる。

第2 人件費

1. 給与水準について

平成13年度における人件費を会計帳簿から集計した結果は次のとおりである。

- ・職員給与（手当を含む）465,338,640円（延べ人数636人）
- ・嘱託者給与78,299,134円（延べ人数253人）
- ・臨時従事員給与1,093,573,733円（延べ人数5,209人）

年収に換算すれば次のとおりである。

- ・職員 8,779,974円（一人当たり）
- ・嘱託者 3,713,792円（一人当たり）
- ・臨時従事員 2,519,271円（一人当たり）

国税庁がまとめた以下の平成13年度における民間給与の実態調査によれば、民間給与は4年連続して低下し、平均年収454万円となった。業種別に見ると、化学工業が最も高く572万円、最も低いのは農林水産、鉱業の314万円である。

事業所規模別では、従業員1人から9人までの小規模事業所の平均353万円が最も低く、従業員5000人以上の事業所は583万円となっている。企業規模別では、個人事業の267万円が最も低く、資本金10億円以上の企業の614万円が最も高い。

この資料は平成13年12月31日時点給与所得者を対象としており、日雇い労働者、公務員、公団公庫職員などは除かれている。

区分	平均給料・手当		平均賞与		平均給与		賞与
	金額 (a)	伸び率(%)	金額 (b)	伸び率(%)	金額 (a)+(b)	伸び率(%)	割合(%) (b)/(a)
昭和61年分	2,896千円	3.4	728千円	2.0	3,626千円	3.1	25.1
平成3	3,516	5.0	950	5.1	4,466	5.0	27.0
4	3,606	2.6	944	▲ 0.6	4,550	1.9	26.2
5	3,613	0.2	909	▲ 3.7	4,522	▲ 0.6	25.2
6	3,658	1.2	897	▲ 1.3	4,555	0.7	24.5
7	3,689	0.8	883	▲ 1.6	4,572	0.4	23.9
8	3,712	0.6	896	1.5	4,608	0.8	24.1
9	3,767	1.5	906	1.1	4,673	1.4	24.1
10	3,766	0.0	881	▲ 2.8	4,648	▲ 0.5	23.4

11		3,798	0.8	816	▲ 7.4	4,613	▲ 0.8	21.5
12	男	4,648	0.0	1,017	▲ 1.0	5,665	▲ 0.2	21.9
	女	2,354	0.4	446	▲ 2.0	2,800	0.0	19.0
	計	3,803	0.1	807	▲ 1.1	4,610	▲ 0.1	21.2
13	男	4,603	▲ 1.0	977	▲ 3.9	5,581	▲ 1.5	21.2
	女	2,347	▲ 0.3	433	▲ 2.9	2,780	▲ 0.7	18.4
	計	3,765	▲ 1.0	775	▲ 4.0	4,540	▲ 1.5	20.6

「国税庁 平成13年分税務統計から見た民間給与実態」より

民間では化学工業、金融保険・不動産業を除き給与は前年を下回った。全業種平均では1.5%の低下である。

順位	区 分	平成13年分		平成12年分		平成11年分		
		平均給与	対前年 伸び率(%)	順位	平均給与	対前年 伸び率(%)	順位	平均給与
	(業 種)							
1	化学工業	5,726千円	0.6	1	5,693千円	1.8	1	5,590千円
2	金融保険・不動産業	5,641	1.3	2	5,571	0.1	2	5,566
3	金属機械工業	5,405	▲ 0.7	3	5,446	1.5	3	5,367
4	運輸通信公益事業	5,128	▲ 4.1	4	5,348	▲ 0.1	4	5,352
5	建設業	4,626	▲ 2.5	5	4,745	▲ 2.4	5	4,863
6	サービス業	4,331	▲ 0.8	6	4,370	0.9	6	4,333
7	その他の製造業	4,281	▲ 3.4	7	4,432	0.8	7	4,395
8	卸小売業	3,852	▲ 0.8	8	3,885	▲ 3.0	8	4,004
9	繊維工業	3,508	▲ 0.6	9	3,528	▲ 4.1	9	3,679
10	農林水産・鉱業	3,141	▲ 3.5	10	3,256	▲ 1.5	10	3,306
	平均	4,540	▲ 1.5		4,610	▲ 0.1		4,613

「国税庁 平成13年分税務統計から見た民間給与実態」より

区分		平均給料	平均賞与	平均	賞与	5000以上の事業所を 100とした場合の指 数		参 考		
		手当 (a)	(b)	給与	割合 (a)/(b)	平均給料・	平均	平均	平均勤	
						手当	賞与			年齢
(事業所規模) 1～9人	男	4,181千円	277千円	4,457千円	6.6%	76	14	47.2歳	13.6年	
	女	2,255	221	2,476	9.8	106	43	48.8	13.6	
	計	3,285	251	3,535	7.6	75	17	48.0	13.6	
10～29人	男	4,559	501	5,060	11.0	83	26	44.9	11.7	
	女	2,455	354	2,809	14.4	115	69	43.7	8.9	
	計	3,808	448	4,257	11.8	87	30	44.4	10.7	
30 人	30～99人	男	4,365	774	5,139	17.7	79	39	42.9	11.8
		女	2,332	418	2,751	17.9	110	81	42.1	7.7
		計	3,620	644	4,264	17.8	83	44	42.6	10.3
以 上	100～499人	男	4,499	1,129	5,628	25.1	82	57	41.9	12.9
		女	2,403	562	2,965	23.4	113	109	40.1	7.5
		計	3,758	928	4,686	24.7	86	63	41.2	11.0
500～999人	男	4,688	1,361	6,049	29.0	85	69	40.8	14.4	
	女	2,451	626	3,077	25.5	115	121	38.9	7.8	
	計	3,921	1,109	5,031	28.3	90	75	40.2	12.1	
1,000～4,999人	男	5,109	1,670	6,779	32.7	93	85	41.1	15.6	
	女	2,393	643	3,035	26.9	112	125	38.5	7.9	
	計	4,253	1,346	5,599	31.6	98	91	40.3	13.2	
5000人以上	男	5,503	1,964	7,467	35.7	100	100	40.7	17.4	
	女	2,128	516	2,644	24.2	100	100	38.7	7.5	
	計	4,362	1,474	5,837	33.8	100	100	40.0	14.0	
計	男	4,718	1,265	5,983	26.8	86	64	41.7	13.8	
	女	2,357	538	2,895	22.8	111	104	40.1	7.7	
	計	3,899	1,012	4,912	26.0	89	69	41.2	11.7	
合 計	男	4,603	977	5,581	21.2	84	50	43.1	13.4	
	女	2,347	433	2,780	18.4	110	84	42.8	9.3	
	計	3,765	775	4,540	20.6	86	53	43.0	11.9	

「国税庁 平成13年分税務統計から見た民間給与実態」より

区分		平均給料	平均賞与	平均	賞与	10億円以上の事業所を		参 考		
		手当		給与	割合	100とした場合の指数		平均	平均勤続	
						平均給料・手当	平均賞与			年齢
(a)	(b)	(a)/(b)								
(事業所規模)個人	男	3,036千円	351千円	3,387千円	11.6%	56	20	42.0歳	11.2年	
	女	2,009	294	2,303	14.6	82	43	47.6	13.5	
	計	2,362	314	2,676	13.3	51	21	45.7	12.7	
資 本 階 級 別	2,000万円未満	男	4,405	478	4,883	10.9	81	27	44.8	12.0
		女	2,302	231	2,534	10.0	94	34	45.9	9.4
		計	3,666	391	4,057	10.7	79	26	45.2	11.1
	2,000万円以上 5,000万円未満	男	4,318	699	5,018	16.2	80	39	43.3	11.9
		女	2,270	341	2,611	15.0	93	50	42.7	8.5
		計	3,690	589	4,280	16.0	79	39	43.1	10.9
	5,000万円以上 1億円未満	男	4,326	863	5,189	19.9	80	48	42.1	12.3
		女	2,106	372	2,478	17.7	86	55	40.6	7.3
		計	3,620	707	4,327	19.5	78	47	41.6	10.7
	1億円以上 10億円未満	男	4,606	1,206	5,812	26.2	85	67	41.0	13.7
		女	2,248	484	2,732	21.5	92	71	38.6	7.3
		計	3,882	984	4,865	25.3	84	65	40.2	11.7
	10億円以上	男	5,411	1,797	7,208	33.2	100	100	41.0	17.0
		女	2,451	680	3,130	27.7	100	100	37.2	8.5
		計	4,642	1,507	6,149	32.5	100	100	40.1	14.8
	計	男	4,721	1,077	5,799	22.8	87	60	42.5	13.8
		女	2,302	415	2,717	18.0	94	61	41.5	8.4
		計	3,979	874	4,853	22.0	86	58	42.2	12.2
	その他の法人	男	4,454	719	5,172	16.1	82	40	45.8	12.5
		女	2,562	519	3,081	20.3	105	76	43.3	9.3
		計	3,556	624	4,180	17.5	77	41	44.6	10.9
合計	男	4,603	977	5,581	21.2	85	54	43.1	13.4	
	女	2,347	433	2,780	18.4	96	64	42.8	9.3	
	計	3,765	775	4,540	20.6	81	51	43.0	11.9	

「国税庁 平成13年分税務統計から見た民間給与実態」より

2. 臨時従事員の管理について

臨時従事員とは、競艇場で舟券発売・払戻業務、ボート清掃業務、事務、ファンサービス業務、その他競艇場内での業務に従事する者である。雇用契約では雇用期間、就業日、出勤場所、仕事の内容、就業時間、賃金日額、その他が決められている。臨時といわれるのは、雇用期間が雇用契約上3ヶ月となっているからである。しかし、事実上雇用期間が終了しても再雇用され、長期にわたって就労している。担当については、基本的には1年間で総入れ替えするが、ロイヤルルーム、来賓、中央集計室、総務室等特殊な投票所等は2年から3年程度担当する。賞与、退職給与も支給される。

平成14年度事務分担表によれば、競艇事業局競艇事業課事業係に所属する職員のうち5名が臨時従事員の関係事務に携わっており、うち3人は担当事務の約半分を費やしている。その管理業務は雇用、就労条件、服務規律として、労務管理、服務、研修、統計資料作成、雇用および離職事務を行なっている。また、福利厚生および共済として、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、臨時従事員共済会、健康診断等衛生管理を行なっている。また、人事として、人事異動、勤務評定、場外発売の職場編成を行なっている。

このように臨時従事員の管理体制は整備されている。そこで、平成14年2月の臨時従事員給与の支払い及び有給休暇の管理が適切に行われているか次のように調査した。

- ①438人全員の勤怠データ一覧表を入手し、従事員名簿、タイムカードと全件照合した。
- ②残業時間については残業時間の計算、残業単価をチェックした。
- ③有給休暇の有無は給与の支払いに影響するため、任意に選択した50名について、個人別有給休暇管理表と照合した。
- ④勤怠データ一覧表と給与振込み伝送データ内容確認リストを全件照合した。
- ⑤任意に選択した50人について、賃金台帳（賃金支給明細一覧表）、雇用契約書と照合した。
- ⑥平成14年2月の合計支給額について、支払い証書（銀行振込受取書、賃金支給表）、総勘定元帳と照合した。

その結果、臨時従事員の平成14年2月の給与計算は正しく実施されており、それが銀行振り込みにより支払われ、会計帳簿に正しく計上されていた。

この臨時従事員の管理システムはよく整備されており運用状況は良好であるが、臨時従事員の管理に相当のコストをかけている事実を指摘しておく。

3. ボートピア松江における臨時従事員

ボートピア松江では舟券の発売・払戻事務は社団法人岡山県モーターボート競走会に委託している。したがって児島本場のような臨時従事員管理は不要となっている。

すなわち、社団法人岡山県モーターボート競走会が舟券の発売・払戻事務に関して臨時従事員及び人材派遣会社と契約し、その費用をボートピア松江が支払う形をとっている。人材派遣会社と契約する利点は、採用のための費用、社会保険料、退職金などが不要となるほか、採用した社員の能力不足による退職も容易となり、何よりも固定費であ

る人件費を変動費に転換することができる点にある。

ボートピア松江では、直接的には人件費の低減、固定費の変動費用化というメリットのほか、臨時従事員の管理コストも大幅に削減できている。

4. 臨時従事員の日当

下記「臨時従事員平均日当」のとおり、平成13年度において平均日当の一番高い競艇場は住之江の16,486円で、一番低いのは常滑の7,940円である。競艇場の総平均は11,170円であり、児島競艇は9,027円であるから平均よりやや低いことがわかる。

臨時従事員の就業時間は6時間45分であり、時給に直せば1,337円である。但し、この日当には賞与は入っていない。なお、平成12年度の女性パートの民間企業平均基本日給は6,223円であるから、これを大きく上回っている。

臨時従事員平均日当

項目 場名	従事員数(人)			平均基本給(円)		
	総数	女	男	総平均	女	男
桐生	592	549	43	8,602	8,537	9,440
戸田	518	491	27	11,028	11,079	10,115
江戸川	438	424	14	15,369	15,345	16,104
平和島	762	725	37	16,117	16,130	15,879
多摩川	786	751	35	15,729	15,702	16,298
浜名湖	616	616		8,850	8,850	
蒲郡	536	521	15	9,465	9,475	9,100
常滑	540	536	4	7,940	7,999	8,025
津	364	360	4	13,088	13,085	13,327
三国	361	338	23	9,970	9,921	10,691
琵琶湖	302	302		8,773	8,773	
住之江	1,066	1,064	2	16,486	16,485	17,010
尼崎	792	778	14	14,741	14,752	14,162
鳴門	547	509	38	11,411	11,308	12,788

丸亀	518	517	1	9,445	9,447	10,070
児島	471	470	1	9,027	9,027	9,210
宮島	311	295	16	11,574	一律 11,530	一律 12,390
徳山	313	304	9	8,974	8,975	8,936
下関	451	439	12	8,005	8,006	7,966
若松	430	408	22	9,303	9,300	9,365
芦屋	434	432	2	10,982	10,982	11,325
福岡	671	669	2	12,276	12,279	11,460
唐津	360	358	2	10,396	10,389	11,570
大村	456	447	9	10,534	10,514	11,522

5. 職員給与

倉敷市競艇事業局の給与につき、平成14年2月分給与諸手当について明細書を入手し妥当か否かを検討した。

平成14年2月においては、倉敷市職員の給与に関する条例（以下「給与に関する条例」という。）に規定されている給料、扶養手当、調整手当、管理職手当、住居手当、時間外手当、休日手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当の項目から構成された給与が支給されている。各項目について時間外手当・休日手当は6名分を抽出してその他の項目については全員の記録について条例等に従って支給されているかを検討した。

(1) 監査結果

①給料

「給与に関する条例」の行政職給料表に従って適正に支給されている。

②扶養手当

申告された扶養親族簿により「給与に関する条例」の定めに従い適正に処理されている。

③調整手当及び管理職手当

「給与に関する条例」の定めに従い適正に処理されている。

④住居手当

提出された住居届により「給与に関する条例」の定めに従い適正に処理されている。

⑤時間外手当

時間外勤務命令書の時間外勤務時間数に基づき「給与に関する条例」の定めに従い適正に処理されている。

⑥休日手当

命令書に基づいた日数に基づき「給与に関する条例」の定めに従い適正に処理されている。

⑦通勤手当

提出された通勤届により「給与に関する条例」の定めに従い適正に処理されている。

⑧特殊勤務手当

競艇開催に常時従事する職員に対する手当であり、倉敷市職員の特殊勤務手当に関する条例に従い適正に処理されている。

⑨管理職員特別勤務手当

「給与に関する条例」の定めに従い適正に処理されている。

6. 臨時従事員の退職給付引当金の未計上について

臨時従事員に支給される退職給与にかかわる引当金（退職給付引当金）が計上されていない。

臨時従事員全員が決算時点で全員一斉に退職した場合支払いを要する退職給与の金額は次のとおりである。

- ・平成 13 年 3 月 31 日現在 866,766 千円
- ・平成 14 年 3 月 31 日現在 815,200 千円

平成 13 年度決算では臨時従事員の退職金が 338,517 千円支払われ、実施費の報償費に計上されている。すなわち退職時に全額が費用計上され、その臨時職員が勤務した期間に一切費用配分されていない（退職給付引当金が計上されていない）。

企業会計では「退職給付に係る会計基準」および「退職給付会計に関する実務指針」による会計処理が原則である。しかし、児島競艇では将来の支払いを約束している退職給与にかかわる債務を一切引当計上していない。

地方公営企業法施行令第 9 条（会計の原則）によれば、地方公営企業はその事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。

正規の簿記の原則は退職給付引当金の計上を求めている。また、地方公営企業法施行令第 11 条（費用の年度所属区分）では、「費用の発生の原因である事実の生じた日の属する年度」に費用計上すると規定されている。倉敷市営企業の財務に関する特例を定める規則第 74 条（決算整理）では、「退職給与引当金の計上について、企業出納員は毎事業年度経過後すみやかに振替伝票により決算整理を行わなければならない。」とされている。したがって、現状では規則どおりの会計処理が行われていない。ただし、その規則の別表で定める勘定科目には「退職給付引当金」は明示されていない。規則で計上を要求しておきながら、書式ではその計上が脱落している。しかし、書式で記載がなくても規則で計上を要求しているのであるから、退職給付引当金を計上しなくてよいわけではない。

したがって、平成 13 年度の利益剰余金は 815 百万円だけ減額して考えなければならない

ない。なお、上記は臨時従事員のみ退職給付の引当額であり、職員の退職給付引当金は含まれていない。これは、職員の退職金は退職職員が最終的に所属する職場の負担となるからである。

他場で退職給付引当金を計上している競艇場は存在する。退職給付引当金がこれまで計上されてこなかったのは、いくらこれを計上するかについて企業会計上明確な会計基準がなかったことも一因である。企業会計では、「退職給付に係る会計基準」が出るまでは、自己都合要支給額の全額を計上する方法や法人税法に準拠してその40%を計上する方法などが認められていた。その計上基準が明確となった現在、臨時従事員の退職により支払いを要する退職給与の額を引当計上すべきである。退職給付引当金は、負債性引当金というよりも、条件付債務である。

児島モーターボート競走事業会計の決算書において、臨時従事員の退職給付にかかわる重要な債務が簿外となっている。

第3 未払金の残高管理について

平成13年度末における未払金3,710百万円のうち、1,673千円補助簿残高と総勘定元帳残高に差額がある（総勘定元帳過大計上）。これは前期以前の差額であり、支払時に未払金から落とすべきところ二重に費用計上した等の原因が考えられるが、いずれにしても詳細な調査が必要である。

未払金は毎月相当件数が計上され、そのボリュームから判断して消し込み作業はかなりの手数を要するであろう。しかし、総勘定元帳と補助簿残高の照合手続きを毎月実施していれば防止できたはずであり、この点の改善が必要である。

第4 固定資産の管理について

1. 固定資産台帳と総勘定元帳の差異

固定資産台帳を閲覧し、これを総勘定元帳と照合したところ、以下の差額があった。

(単位：千円)

	総勘定元帳	固定資産台帳	差額
土地	1,246,678	1,246,678	0
建物	9,404,033	9,408,850	-4,817
構築物	1,070,471	1,151,689	-81,218
機械及び装置	1,674,409	1,674,409	0
器具及び備品	47,997	47,997	0
合計	13,443,588	13,529,623	-86,035

建物については、ある建物（便所）が固定資産台帳で二重計上されたことが原因となっている。構築物についても、固定資産台帳上、電気設備工事支出が二重計上されたことによる。固定資産台帳の誤計上とこれによる会計帳簿上の減価償却の修正を行った結果、正しい数字は以下のようなになる。

（単位：千円）

土地	1,246,678
建物	9,400,867
構築物	1,084,944
機械及び装置	1,674,409
器具及び備品	47,997
合計	13,454,895

固定資産台帳は、指摘により後日訂正された。また、総勘定元帳については、平成 14 年度の決算で正式に修正される予定である。

2. 固定資産の現物管理について

未払金の残高管理で指摘したように、固定資産についても総勘定元帳と固定資産台帳を適時に照合していれば上記誤謬は防止できたはずである。これは、日常、総勘定元帳の会計処理が優先され、同程度に重要な固定資産台帳の作成が後回しにされたことが原因である。また、固定資産台帳の誤記入があったということは、固定資産台帳と現物との照合が実施されていないことを示すものである。事実、固定資産台帳を閲覧したところ耐用年数をかなり経過した古い固定資産が残っており、現物の所在が不明確なものが散見された。

固定資産台帳と現物の実査照合は、企業会計上重要な財産管理の手続きである。少なくとも 1 年に 1 回は現物照合を実施すべきであり、その際、固定資産の有無のほか、固定資産の稼動状況の調査をし、転用の可否、除却の要否を検討しなければならない。

第5 ファンサービス品の現物管理について

ファンサービス品は実施費、開催受託業務費、場間場外発売受託費、ポートピア費の報償費の中に計上されている。平成 13 年度では 1 億 4 千万円余りの購入が予定されていた。

現場（児島競艇場）往査時、購入されたファンサービス品を保管している倉庫を視察したところ、ダンボール箱に詰め込まれたファンサービス品が倉庫保管スペースの 7 割程度を占めていた。整然と保管されているが、在庫管理はなされていない。鍵のかかる倉庫で保管されているため、自由に持ち出しできるものではないが、在庫管理されてい

ないということは、鍵さえあればいつでも自由に持ち出しできるということである。

ファンサービス品の金額的重要性に鑑み、受払いの管理、在庫の棚卸を実施すべきである。また、少なくとも決算時点におけるファンサービス品在庫の实地棚卸は必ず実施すべきであり、その結果は決算に反映しなければならない。

第6 有料道路通行料支払金の管理について

有料道路を利用して児島競艇場に来場した者に対して、午前中に通行領収書と引換えに通行料引換券を発行し、午後にその引換券と現金を交換している。上限を2,000円として来場者の児島インターチェンジまでの有料道路通行料を競艇場が支払うものである。決算書では「賃借料」の「有料道路通行料金支払金」に計上されている。

児島競艇場は、瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから近く、自動車道を利用した来場者が多く、有料通行料金の一部を払い戻すことは、車利用者の来場を促進していると考えられるからである。これは、法令等で定められたものではなく、競艇場独自で、来場者の利便を図り、入場者増を目的として実施しているものである。同様に、鉄道利用者に対して最寄駅から児島駅までのJR運賃を支払う「鉄道運賃相当額支払金」がある。この制度に対する管理体制上及び制度自体の必要性について次の問題点がある。

1. 発券管理体制上の問題点

券の発行・換金・処理等の管理体制については、現場往査日に視察し、その後1日分をチェックしたところ、次の点を除いては特に問題となるものはなかった。「通行料引換券」の発行については、使用・未使用に区分し連番で管理されており特に問題はなかったが、換金については、換金済みの券が保管されたものの中に、金額欄が手書きで修正されているものが数件あった。券面には金額が修正されているものは無効と印刷されていたが、換金は修正後の金額で行われていた。理由の如何を問わず金額の修正は行うべきでなく、必要ならば再発行をすべきである。また、引換券の発券の正当性を証する資料といえる通行料領収書は、一部しか保管されておらず残りは処分されていた。全部を保存すべきである。

2. 不正受領者の可能性

送迎バスでの来場者は、競艇場以外への移動は困難であるが、自家用車で来場した者は、競艇場の無料駐車場からの入出場は自由にできるため、入場して午前中に通行料引換券をもらって競艇場から出場し、午後に再び来場して引換券と現金を交換することが可能であり、不正受領目的での来場の可能性がある。

第7章 その他の事項

上記に記載した以外に、以下の項目につき監査を実施した。

1. 営業費用、営業外費用

平成13年度における1年間の総勘定元帳の記録を閲覧し、金額の重要な広告料、委託料、賃借料、会費負担金（日本船舶振興会交付金含む）、払戻金、返還金、選手賞金（参加費含む）等について任意に取引を抽出し、請求書、領収書など関連証憑と突合し、内容を吟味した。

2. 営業収益、営業外収益

平成13年度における1年間の総勘定元帳の記録を閲覧し、金額の重要な舟券収益、開催受託業務収益、その他収益（入場料、端数計算収益、雑収益）については、任意に特定の取引を抽出して、収支報告書、銀行持帰金照合表、振替伝票等、関連証憑と照合した。その他の収益、営業外収益については、勘定分析し、内容の妥当性を確かめ、必要に応じて証憑突合を行なった。

3. 平成13年度末における貸借対照表残高（資産負債残高）

勘定内訳、総勘定元帳の閲覧、現金預金については現金出納簿、銀行残高証明と照合、その他内容の吟味により残高の妥当性を確かめた。

4. 監査結果

他で記載した内容を除き、特に指摘する事項はない。

第4章 意見

第1章 競艇事業をはじめとする公営競技の全般的問題点

1. 公営競技の位置づけ

日本では、一般にギャンブルは刑法により禁止され、民間人がギャンブル場を開設することも禁止されている。刑法第185条（単純賭博罪）、刑法第186条（常習賭博罪）、及び第187条（富くじの罪）により、賭け事は犯罪であり刑罰が定められている。

その一方日本では競馬、競輪、競艇、宝くじ、サッカーくじ、といった公営ギャンブルがあふれている。公営ギャンブルは刑法の賭博罪、富くじ罰の特例として法律で認められた行為となっている。それはどういった理由によるものか。

競輪は昭和23年、オートレースは昭和25年に議員立法として提案され成立している。その趣旨は、その収益をもって戦争によって疲弊した自転車産業の生産、輸出の振興を図り戦争で被害をこうむった都市の復興を始めとして、財政の厳しい地方自治体の収入増加を目的とするというものであった。またオートレースは、将来的な日本の輸出産業として期待されていた小型自動車について、レース開催を通じてエンジン、車体の性能、品質向上を図るとともに、地方自治体においてはその収益をもって道路修理や自動車工業の振興のため実施する意義があるとされた。

競艇は自転車競技法が国会で審議されていたころ、笹川良一氏が「海国日本を復興し、併せて地方財政の窮乏を救うには、公営競技としてモーターボート競走を実施しその収益金を財源とするのがもっともふさわしい」という考えから、運輸省に協力を求め議員提案の法案として国会に提出され、昭和26年に制定公布された。その目的はモーターボート製造関係諸工業の振興、輸出振興と地方財政への寄与である。

このように、公営競技は、一方で特定の産業育成や社会福祉活動、スポーツ振興を促進するための財源調達手段であり、また他方自治体は一般会計では足りない行政サービスの財源としている。

2. 公営競技の経営不振とその存在意義

昨今、地方自治体が運営する公営競技の経営悪化が問題となってきており、赤字穴埋めのため税金をつぎ込む自治体さえ始めている。京都向日町競輪は昭和25年開設され昭和50年に29億円の繰出金を計上したが、平成11年以来3年連続赤字で繰出金が実質ゼロとなっている。埼玉県所沢市は競輪事業が平成9年度から赤字となり平成11年度には一般会計から補填する事態となった。

競艇の場合、事業廃止する競艇施行者は出ていない。しかし、平成11年度時点では、競艇44施行者中2つが赤字に陥っている。平成13年度では半数が赤字であるという（浜名湖競艇事業団次長談）。浜名湖競艇事業団を共同経営する浜名郡三町の競艇分配金が昭和28年の開設以来平成13年度においてはじめてゼロとなる。宮島競艇を運営する宮島町では競艇が、これまで町立水族館や98%の普及率を誇る公共下水道など町づくりを支えてきた。しかし、その競艇事業の収益悪化で一般会計への繰り入れが激減し、町財政が逼迫している。平成7年度に153人だった職員を13人減らし町長ら三役と教育長の給与は5%カット、上下水道の料金は30%、幼稚園の保育料が16%値上げされるなど町民にも負担を強いられている。桐生競艇では、大沢市長が開設以来初の赤字転落が必至となったとして、住民投票条例を制定し存続の賛否を直接住民に問う考えを表明した。人気の3連勝方式を導入したにもかかわらず、5億円から6億円の赤字が見込まれるためである。住民投票の結果市民が赤字補填の税金投入を認めないなら、競艇事業からの早期撤退もありうるという。

児島競艇の業績は、以下「児島競艇場年度別売上・利益剰余金・繰出金の推移」のとおりである。昭和27年の開設以来倉敷市一般会計への繰出金の累計は1,270億円に及ぶ。これまで倉敷市の財政に莫大な貢献をしてきたことは間違いない。平成11年度までは、多い年度で51億円強、少ない年度で10億円の繰出金を計上してきた。しかし、平成12年度は847百万円の当年度純損失を計上し、繰出金は実質ゼロ、平成13年度は1億円の繰出金にとどまった。

児島競艇場年度別売上・利益剰余金・繰出金の推移

(単位:百万円)

	売上金額	対前増減率	利益	対前年比	繰出金	年間入場者
H3	57,501	0.4%	6,759	7.9%	5,100	989 千人
H4	55,284	△ 3.9%	6,216	△ 8.0%	5,103	978 千人
H5	55,633	0.6%	5,140	△ 17.3%	5,100	1,004 千人
H6	75,865	36.4%	5,082	△ 1.1%	5,100	1,746 千人
H7	53,440	△ 29.6%	3,826	△ 24.7%	4,300	996 千人
H8	74,559	39.5%	4,183	9.3%	4,100	1,735 千人
H9	47,542	△ 36.2%	2,683	△ 35.9%	2,864	912 千人
H10	70,722	48.8%	2,338	△ 12.9%	2,489	1,772 千人
H11	59,225	△ 16.3%	1,180	△ 49.5%	1,000	1,588 千人
H12	32,868	△ 44.5%	△ 847	△ 171.8%	200	702 千人
H13	55,222	68.0%	367	△ 143.3%	100	1,692 千人

公営競技の業績不振は、地方財政への貢献という公営競技の目的のひとつに反する事態となってきており、その存在意義を今一度検討する時期に来ている。

昭和36年の国の公営競技調査会は次のように答申している。「公営競技はその運営の実情において、社会的に好ましくない現象を惹起することが少なくないため、多くの批判を受けているが、反面関連産業の育成、社会福祉事業、スポーツ振興、地方団体の財政維持に役立ち、また大衆娯楽として果たしている役割も無視することができない。また、これらの競技が公開の場で行われていることはより多くの弊害を防止する上において、何がしかの効果をあげていることは否みがたい。したがって、公営競技に関する今後の措置に関しては、代わりの財源、関係者の失業対策、その他の方策などを供与せずに公営競技を全廃することは、その影響するところ甚大であるのみならず非公開の賭博への道を開くことになる懸念も大きいので、本調査会としては、現行公営競技の存在を認め、少なくとも現状以上にこれを奨励しないことを基本的態度とし、その弊害をできる限り除去する方策を考慮した。」

倉敷市民にとって身近な存在である競艇。電車の社内吊、駅の看板、エフエム倉敷、テレビ等レース日程のほか、競艇のイメージ広告等により、お客に来てもらおうと努力している姿勢が感じられる。倉敷市にとって児島競艇の目的は何か、倉敷市にどんな貢献をしているのか、公営競技の赤字経営が報道されているが児島競艇はどうか、どんな弊害があるのか等、公営競技の不振が取りざたされるようになった今、倉敷市民は児島競艇の存在意義を考えてみる必要がある。

3. 場外舟券売り場の問題点

公営競技についての答申には、昭和36年の公営競技調査会による長沼答申と昭和54年の公営競技問題懇談会の吉国答申がある。長沼答申においては「馬券、車券などの場外売場については現在のものを増加しないことを原則とし、設備および販売方法の改善に努力する。」とされていたが、吉国答申で、抑制基調は維持しつつ、場外券発券売り場の設置が緩和された。

施行者からすれば、広域発売の推進となる場外舟券売り場の設置を前向きに検討することとなる。競艇ではこの場外舟券売り場をボートピアと呼ぶが、それは民間業者などが建設し競艇施行自治体が営業する公営競技施設である。開業後、一般的に収入は受け入れ自治体に売り上げの1.5%（上限）、施行自治体に4.5%、土地建物の所有者に5.5%（施行者直接建設を除く。）、財団法人日本船舶振興会（日本財団）に3.3%入ることになっている。

ボートピアは平成5年の緩和以降急激に増加したが、同時に市民による反対運動も増加した。平成13年度末までに全競艇場で18場開設され、ボートピア釧路の閉鎖があって、現在17場が運営されている。現状において停滞物件が多く発生しており、新規物件の進出は困難になっている。

場外舟券売り場の設置は、地域社会との調整を十分行うこととされており、簡単に設置できるものではない。平成13年12月にボートピア岡部が開設された。これは、戸田競艇組合と県都市競艇組合が主催する場外舟券売り場であるが、これを受け入れる人口約1万9千人の岡部町は賛否を巡り二分された。一般会計予算が約53億円の町にとっては毎年1億円の収入が見込まれるため（売上高の1.5%を環境整備協力費として受け取る）大きな財源となる。しかし、他方で交通渋滞、犯罪、健全育成の面で不安が残るとして反対派は懸念する。地元の小中学校に通う子供を持つ親約70人が中心となり、国を相手取って設置確認処分の取り消しを求める行政訴訟が東京地裁に起こされた。別府競輪でも大分県日田市がサテライト日田の設置許可を巡って経済産業省を訴えている。

児島競艇は平成12年8月、島根県松江市寺町にボートピア松江を開設した。全国で14番目、山陰では初めて、また、県庁所在地の駅前に設置されるのも全国初である。松江駅本通り商店会と一体をなし、JR山陰本線松江駅から西へ400メートル、徒歩5分のところに位置する。実際に歩いてみると、駅を出て大通りに出るとすぐ建物が見えて

くる。レース開催日は警備員が交通整理しており、迷うことはない。ボートピア松江は、館内をできるだけ明るく開放的に設計している。また、警備を強化し、環境に配慮する姿勢がうかがえた。

ボートピア松江の業務は次のとおりである。

- ①競艇事業収益の向上を図り、新しい地域でのファンの拡大を目指し、児島競艇で開催される競走を中心に他場とあわせ年間220日前後の舟券発売を行う。
- ②地域の活性化と集客の増幅のため地元商店街と交流を図るとともに周辺環境整備に当たる。

計画から5年越しの開設であったが、滑り出しは順調であったという。1日の平均入場者数は計画の1,600人に対して1,500人程度で推移していた。しかし、平成13年度実績は1,032人であるから、当初の計画を大きく下回っている。平成13年度決算書によれば、ボートピア松江部門の費用が34億1千万円、これに対してボートピア松江の売上高は会計帳簿を集計したところ33億9千万円で、その収支は赤字となっている。

倉敷市は、舟券の購買圏を鳥取県西部を含む半径30キロ圏に設定していた。しかしその圏内にある米子市に中央競馬会の場外馬券売り場が開設された。それは、鳥取県米子市の中海埋立地であり、当初農地目的で作られた90ヘクタールを平成11年住宅供給公社が鳥取県から買い取り、その隣接区画が場外馬券売り場として売却されたものである。場外馬券が発売される土、日曜日はボートピア松江の入場者に影響が出る。これは予定外であった。

受け入れ自治体はボートピアを誘致したいと考える。松江市寺町地区は平成8年に、百貨店のやよい松江店が閉店、集客の核を失った商店会が新たな集客施設として誘致した経緯がある。

倉敷市としても、児島競艇の売上げが低迷する中、松江商店街の集客力にも期待して開設に踏み切った。

しかし、児島競艇はボートピア松江を開設した平成12年度に8億円強の赤字を計上し、平成13年度も十分な利益計上ができていない。

公営競技の不振が取りざたされるようになって、主催する自治体はボートピアの開設に慎重となってきている。受け入れ側住民との摩擦、ボートピア自体の収益性の問題があり、今後新たなボートピアの開設は困難を極めるであろう。児島競艇としてはボートピアの開設以外の売上拡大策を採らざるを得ない状況であり、今は新たなボートピアを設置する状況にはないと考えられる。

4. 公営競技5法人

公営競技の売上金の75%が的中者に払い戻され、残り25%が施行者の収入となる。これから各競技の振興団体へ売上金の一定割合が交付される。このような団体は、競馬の日本中央競馬会、地方競馬全国協会、競輪の日本自転車振興会、オートレースの日本

小型自動車振興会、そして競艇の日本船舶振興会（通称、日本財団）がある。

公営競技の目的にしたがって、収益金の一部は関連産業の振興に当てられ（1号交付金）、また一部がスポーツ振興、社会福祉の増進、医療公衆衛生の向上、文教事業の振興など公益の増進に当てられる（2号交付金）。

競艇ではおおむね売上金の3.3%を日本財団に、1.2%をモーターボート競走会に、1.1%を公営企業金融公庫に交付している。前二者は、モーターボート競走法を根拠にしている。日本財団ではその交付金を船舶の技術開発、安全運行、海洋環境の保全、高齢者障害者福祉、文化芸術、国際医療協力、ボランティア活動支援などに、モーターボート競走会は競走開催中の選手の管理、競走の運営などに、公営企業金融公庫は上下水道設備などの融資業務に使うことになっている。

競艇の場合は、売上金の公正を図るため運用部門（全国モーターボート競走会連合会）と振興部門（日本財団）が独立した機能を持ち、相互に牽制しており、この仕組みは他の公営競技に例を見ないという。

議論されるのは、このような団体の役員およびこの団体から交付される補助金交付先団体への政府関係者の天下りの問題である。日本財団の場合、配布を受ける関連団体は監督官庁たる国土交通省などの中央官僚の天下り先であり、天下り先に助成をするという構図が批判される。こういう実態は、自治体側の不満要因でもある。これに対して日本財団は、官庁出身者の能力、見識が買われて就任している面もあると答えている。しかし、各公営競技やその関連団体が、その監督官庁の役人を多数受け入れていることは否定できない事実である。天下り、既得権、利権などというネガティブなキーワードが付きまとう。

また、かつて新聞により、競輪収益から特定団体へ配分された使途不明金や、日本中央競馬会の資金配分の不透明さが報道された。米国のカジノ経営では必須の要件のひとつである会計の透明性という点で、日本の公営競技は問題を残している。

参考のため公営競技と競技団体、監督官庁、競技目的を掲げる。

競技	競技団体	監督官庁	目的
競艇	日本モーターボート競走会連合会	国土交通省	船舶振興
中央競馬	日本中央競馬会	農林水産省	畜産振興
地方競馬	地方競馬全国協会	農林水産省	畜産振興
競輪	日本自転車振興会	経済産業省	機械振興
オートレース	日本小型自動車振興会	経済産業省	機械振興

公営競技は上記特定の産業育成保護を目的としており、これ以外の産業がその育成保護を目的として公営競技を実施することはできない。馬の改良、自転車、自動車、船舶、これらは40年たった今でも振興、保護されるべき産業であろうか、という有力な批判がある。

いずれにしても上記5団体が、民間では禁止されている賭博罪の例外として、公営競技の独占的主権者となっている。すべての公営競技で一律に、75%が的中者に払いもどされ25%が競技主催者に残る（これは、すべての公営競技に関する法律により規定されている。）。独占主催のもとで25%という高い控除率（民間企業の売上総利益率に相当する）が設定されている。

5. 交付金引下げの問題点

競輪の場合、施行自治体から日本自転車振興会へ交付金の引き下げ要求が出ている。主催する競輪事業の赤字にあえぐ所沢市では、日本自転車振興会への交付金の一部支払い拒否という事態となった。平成9年度18百万円の赤字、平成10年度20百万円の赤字、繰越金のなくなった平成11年度は80百万円の赤字を出し、一般会計から補填した。

競輪事業の施行者でつくる全国競輪施行者協議会は、交付金見直しの要望書を経済産業省に提出した。

これに対して、日本自転車振興会では、体質改善に関心があり競技の運営能力を持つ複数の施行者とともに包括的な民営化手法を探る研究を進めようという意見も出ている。コスト削減努力を怠る施行自治体への厳しい批判である。業績不振の原因は、売上ダウンに応じたコスト削減ができていないからであり、多くの施行者でずさんなコスト管理がまかり通っている、と批判される。その例の一つに挙げられるのが臨時従業員の給与である。「車券売り場の従業員の日当が平均1万6千円、1ヶ月当たり9日の勤務でボーナスが50万円を超える人もいる」（某競輪主催自治体）。臨時従業員は労働組合を組織している。労使交渉の責任者である自治体の首長は、票を失うのを恐れて人件費削減に踏み切れない、という。

経済産業省も自治体の経営合理化の推進を主張し、交付金の見直しには慎重である。

児島競艇は、構造的な問題をはじめ、自助努力すべき経営上の課題は多い。人件費の削減をはじめコスト削減策を含む児島競艇の経営改善策については後述する。

第2 他競艇場との決算比較及び勘定科目の説明等

1. 他競艇場との決算比較

以下競艇場別売上推移のとおり、児島競艇の売上は平成13年度全国24競艇場中8位、S Gレースのなかった平成12年度は16位である。

競艇場別売上推移(平成9－平成13年度)

地域順

(単位:百万円)

	H9	H10	H11	H12	H13
桐生	68,232	88,965	59,308	59,059	39,708
戸田	109,644	94,137	107,318	95,673	78,676
江戸川	68,240	66,638	53,328	43,525	44,050
平和島	132,873	112,010	99,950	102,584	100,440
多摩川	83,639	95,245	73,137	66,681	84,004
浜名湖	60,503	59,166	80,352	59,966	65,142
蒲郡	63,722	66,681	91,161	87,105	61,264
常滑	79,570	52,944	46,399	42,167	59,217
津	41,989	36,495	34,926	34,110	37,715
三国	46,605	66,183	35,605	33,011	28,908
琵琶湖	33,653	35,908	42,399	27,503	26,675
住之江	178,919	169,409	148,910	137,192	153,398
尼崎	147,229	103,643	102,105	109,981	114,191
鳴門	51,879	46,834	39,803	34,192	32,807
丸亀	86,897	53,566	50,311	41,855	35,209
児島	53,434	75,518	63,052	36,792	59,452
宮島	62,398	65,462	36,146	52,356	23,594
徳山	40,928	35,465	33,100	31,697	34,973
下関	31,407	26,588	26,588	41,235	24,183
若松	65,973	34,584	55,628	50,405	26,397
芦屋	39,241	46,884	40,195	34,338	32,966
福岡	89,437	98,047	66,646	59,232	54,032
唐津	62,802	35,667	59,153	29,585	41,852
大村	32,409	30,079	25,083	24,529	22,305
合計	1,731,635	1,596,128	1,470,615	1,334,785	1,281,168

売上順

(単位:百万円)

	H9	H10	H11	H12	H13
住之江	178,919	169,409	148,910	137,192	153,398
尼崎	147,229	103,643	102,105	109,981	114,191
平和島	132,873	112,010	99,950	102,584	100,440
多摩川	83,639	95,245	73,137	66,681	84,004
戸田	109,644	94,137	107,318	95,673	78,676
浜名湖	60,503	59,166	80,352	59,966	65,142
蒲郡	63,722	66,681	91,161	87,105	61,264
児島	53,434	75,518	63,052	36,792	59,452
常滑	79,570	52,944	46,399	42,167	59,217
福岡	89,437	98,047	66,646	59,232	54,032
江戸川	68,240	66,638	53,328	43,525	44,050
唐津	62,802	35,667	59,153	29,585	41,852
桐生	68,232	88,965	59,308	59,059	39,708
津	41,989	36,495	34,926	34,110	37,715

丸亀	86,897	53,566	50,311	41,855	35,209
徳山	40,928	35,465	33,100	31,697	34,973
芦屋	39,241	46,884	40,195	34,338	32,966
鳴門	51,879	46,834	39,803	34,192	32,807
三国	46,605	66,183	35,605	33,011	28,908
琵琶湖	33,653	35,908	42,399	27,503	26,675
若松	65,973	34,584	55,628	50,405	26,397
下関	31,407	26,588	26,588	41,235	24,183
宮島	62,398	65,462	36,146	52,356	23,594
大村	32,409	30,079	25,083	24,529	22,305
合計	1,731,635	1,596,128	1,470,615	1,334,785	1,281,168
対前年増減		△ 7.8%	△ 7.9%	△ 9.2%	△ 4.0%

資料: 社団法人全国モーターボート競走会連合会 統計資料集

児島競艇の過去5年間の損益状況は以下「児島競艇損益計算書（形態別費用分類による）」のとおりである。

これは、費用が機能別に分類されている児島競艇の損益計算書を、民間企業の書式である形態別分類により費用を組み替えた損益計算書である。

(単位: 千円)

児島競艇損益計算書(形態別費用分類による)

		H13年度	H12年度	H11年度	H10年度	H9年度	
営業収益		58,475,643	35,569,937	63,095,478	74,149,960	51,350,779	
営業収益	舟券収益	56,100,116	33,276,377	60,984,050	71,702,031	48,499,563	
		舟券収益	56,100,116	33,276,377	60,984,050	71,702,031	48,499,563
	開催受託業務収益	2,042,171	2,020,005	1,686,524	2,019,251	2,454,689	
		開催受託業務収益	2,042,171	2,020,005	1,686,524	2,019,251	2,454,689
	その他の営業収益	333,356	273,555	424,904	428,678	396,527	
		入場料	102,336	83,545	95,968	109,356	108,511
		端数計算収益	120,427	132,751	204,889	256,973	187,153
		時効収益	85,829	33,147	97,457	35,623	38,166
		雑収入	24,764	24,112	26,590	26,726	62,697
	営業費用		58,183,390	36,118,059	61,547,044	71,554,761	48,483,860
費目内訳		合計	合計	合計	合計	合計	
報酬		78,628	74,313	50,891	44,286	28,009	
給料		246,888	257,019	259,675	250,765	261,231	
手当等		531,870	589,384	665,644	747,585	798,141	
賃金		756,703	827,805	896,322	957,856	1,016,544	
法定福利費		213,945	225,896	233,149	241,212	252,324	
旅費		7,690	11,752	12,916	8,613	8,054	
退職給与金		117,230	93,200	63,628	35,610	34,291	
報償費		474,276	278,537	342,635	312,724	260,421	

備用品費		157,696	162,635	154,119	219,302	158,613
燃料費		22,097	24,303	21,783	21,153	25,258
光熱水費		195,133	183,875	192,539	167,798	186,066
印刷製本費		174,586	165,663	175,117	203,783	182,429
通信運搬費		54,023	42,505	20,672	21,253	18,908
広告料		1,020,810	757,889	959,672	1,055,245	657,725
委託料		3,583,799	915,837	3,561,381	4,495,498	868,353
手数料		2,488	2,715	2,214	5,825	3,800
賃借料		2,395,216	2,118,089	1,728,860	1,935,544	1,827,015
ボートエンジン修繕費		990	533	230	165	477
その他の修繕費		97,979	66,362	78,079	81,725	127,600
補償費		0	0	0	0	0
研修費		638	430	125	53	289
交際費		1,306	1,116	1,908	1,817	2,228
材料費		7,799	10,337	11,358	11,095	11,248
食糧費		2,515	1,390	3,174	9,661	6,000
厚生費		9,726	9,999	13,473	12,537	23,846
補助交付金		147,525	188,861	211,055	233,680	280,028
会費負担金		1,052,099	620,022	1,144,211	1,325,017	797,393
保険料		2,958	2,876	2,844	2,817	2,772
選手参加賞		339,578	367,194	336,286	337,472	366,772
選手賞金		936,982	833,065	869,764	910,278	822,108
払戻金		41,416,919	24,651,537	44,418,824	53,041,969	35,656,500
返還金		877,558	407,661	1,758,952	979,406	957,563
諸税公課		194	193	153	188	151
日本船舶振興会交付金		1,846,127	1,086,096	1,982,213	2,373,129	1,584,988
競走会交付金		605,026	381,487	645,051	760,026	528,220
雑費		31,100	1,667	5,027	11,633	18,292
減価償却費		765,871	671,303	721,847	698,725	709,271
固定資産除却費		7,422	84,513	1,253	39,316	932
合計		58,183,390	36,118,059	61,547,044	71,554,761	48,483,860
営業利益		292,253	-548,122	1,548,434	2,595,199	2,866,919

営業外収益		448,863	60,616	77,123	96,446	104,794
	営業外収益		448,863	60,616	77,123	96,446
		土地使用料	1,335	1,112	380	346
		売店使用料	15,280	15,280	15,280	15,260
		受取利息	10,130	14,429	24,068	38,597
		雑収益	422,118	29,795	37,395	42,243
営業外費用		373,186	359,787	445,127	353,133	288,341
	営業外費用		373,186	359,787	445,127	353,133
		雑支出	373,186	359,787	445,127	353,133
経常利益		367,930	-847,293	1,180,430	2,338,512	2,683,372

繰出金	100,000	—	900,000	2,200,000	2,200,000
-----	---------	---	---------	-----------	-----------

当年度純利益(純損失)	267,930	-847,293	280,430	138,512	483,372
-------------	---------	----------	---------	---------	---------

上記損益計算書をさらに企業会計並みの表示に組み替えまとめたものが以下「組替後比較損益計算書」である。

組み替えたのは、返還金と払戻金である。返還金は営業費用に含まれているが、売上戻しであるから、営業収益（売上高）から控除した。また営業費用に含まれている払戻金は売上原価に相当するので売上総利益の上に表示した。

以下、企業会計に引きなおして作成した損益計算書（組替後比較損益計算書）によれば、売上総利益率はレースの控除率が25%であるから、それ以上の率となっており、一般的に民間企業の売上総利益率と比較すると高い水準にあることが指摘できる。平成9年度の経常利益率は5.3%であり、この利益なら、優良企業といえる水準である。

しかし、平成11年度以降利益水準は極端に低下していった。平成12年度は赤字であるから、指摘するまでもなく、平成13年度も高い売上総利益率にもかかわらず、3億円という経常利益は低調な結果といわざるを得ない。売上が減少したにもかかわらず、増加した固定費を抑えられなかったことが原因である。

組替後比較損益計算書

(単位:千円)

摘要		H13年度	H12年度	H11年度	H10年度	H9年度
営業収益		57,598,085	35,162,276	61,336,526	73,170,554	50,393,216
(返還金控除後)						
払戻金		41,416,919	24,651,537	44,418,824	53,041,969	35,656,500
	売上総利益	16,181,166	10,510,739	16,917,702	20,128,585	14,736,716
	粗利益率	28.1%	29.9%	27.6%	27.5%	29.2%
営業費用		15,888,913	11,058,861	15,369,268	17,533,386	11,869,797
	営業利益	292,253	-548,122	1,548,434	2,595,199	2,866,919
	営業利益率	0.5%	--	2.5%	3.5%	5.7%
営業外収益		448,863	60,616	77,123	96,446	104,794
営業外費用		373,186	359,757	445,127	353,133	288,341
	経常利益	367,930	-847,263	1,180,430	2,338,512	2,683,372
	経常利益率	0.6%	--	1.9%	3.2%	5.3%

資料が入手できた他場との決算比較は以下「他競艇場との決算書比較」のとおりである。

掲載した以外の競艇場の決算書は入手できなかった。

他競艇場との決算書比較

資料:各競艇場決算報告

(単位:百万円)

	児島					浜名湖		宮島		鳴門		大村	
	H9	H10	H11	H12	H13	H12	H13	H12	H13	H12	H13	H12	H13
損益計算書													
営業収益	(51,350)	(74,149)	(63,095)	(35,569)	(58,475)	(56,283)	(61,381)	(51,353)	(22,202)	(43,512)	(40,474)	(32,471)	(30,941)
舟券収益	48,499	71,702	60,984	33,276	46,100	55,818	60,906	50,651	21,716	30,315	29,023	24,793	22,571
受託業務収益	2,454	2,019	1,686	2,020	666					685	672		
場間場外発売受託業務収益					1,375					12,294	10,576		
特別発売収益												7,469	8,165

料金収益						206	221	82	51	65	84		
その他営業収益	396	428	424	273	333	259	254	619	434	151	118	208	205
営業費用	(48,483)	(71,554)	(61,547)	(36,118)	(58,183)	(55,781)	(61,576)	(51,975)	(23,221)	(43,309)	(40,149)	(33,123)	(31,829)
実施費	44,704	67,549	57,704	29,964	51,807	53,157	58,549	49,678	20,931	28,729	27,309	25,171	23,017
開催受託業務費	1,408	1,212	1,137	1,208	768								
場間場外発売受託業務費					579					11,785	10,178		
特別発売実施費												7,168	7,875
総係費	1,012	952	981	882	837	904	1,134	1,329	1,090	1,393	1,440	408	419
ボートピア費				2,585	3,417					726	671		
減価償却費	709	698	721	671	765	1,705	1,673	967	813	672	549	290	484
資産減耗費	0	39	1	84	7	14	218	0	384	0	0	84	30
その他営業費用	648	1,102	1,000	721									1
営業利益	2,866	2,595	1,548	△ 548	292	501	△ 194	△ 621	△ 1,018	203	324	△ 652	△ 888
営業外収益	(104)	(96)	(77)	(60)	(448)	(23,774)	(17,107)	(12,383)	(9,710)	(208)	(195)	(58)	(296)
受取利息・配当金						9	10	6	8	7	4	18	10
場間場外発売受託業務収益						22,630	15,991	12,338	9,664				
その他営業外収益	104	96	77	60	448	1,134	1,105	38	38	200	191	39	286
営業外費用	(288)	(353)	(445)	(359)	(373)	(23,777)	(17,558)	(12,473)	(9,572)	(278)	(214)	(215)	(120)
支払利息						115	111	52	52				
場間場外発売受託業務費						21,726	15,386	11,819	9,284				
その他営業外費用	288	353	445	359	373	1,096	2,060	601	235	278	214	215	120
経常利益	2,683	2,338	1,180	△ 847	367	498	△ 644	△ 712	△ 880	132	305	△ 809	△ 712
特別利益						(29)	(281)				(309)		
過年度損益修正益						29	281	351	550		309		
特別損失													
繰出金	2,200	2,200	900		100					300	90	1,000	500
公営企業金融公庫納付金										348	332		
寄付金										57	8		
当年度純利益	483	138	280	△ 847	267	528	△ 363	△ 360	△ 329	△ 572	183	△ 1,809	△ 1,212

貸借対照表

(単位：百万円)

	児島					浜名湖		宮島		鳴門		大村	
	H9	H10	H11	H12	H13	H12	H13	H12	H13	H12	H13	H12	H13
貸借対照表													
固定資産	(14,130)	(14,565)	(13,902)	(14,229)	(13,512)	(30,703)	(31,488)	(12,637)	(13,254)	(8,668)	(8,437)	(11,298)	(8,730)
有形固定資産	(14,080)	(14,515)	(13,852)	(14,179)	(13,462)	(30,703)	(31,488)	(12,631)	(13,254)	(7,151)	(6,920)	(5,370)	(5,065)
土地	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	2,377	2,377	1,503	1,503	2,682	2,682	339	333
建物	10,247	10,563	10,178	9,790	9,404	24,400	23,602	7,813	7,431	1,325	1,411	1,163	1,444
構築物	954	1,171	1,125	1,089	1,070			2,068	1,721	431	395	723	606
機械・装置	1,433	1,410	1,190	1,965	1,674	3,562	5,250	367	765	2,388	2,117	2,765	2,652
器具・備品	133	103	91	68	47	363	299	878	1,628	159	147	18	22
建設仮勘定	65	19	19	19	19		4			165	165		
無形固定資産								6		1	1	0	0
投資	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)	0	0			(1,515)	(1,515)	(5,927)	(3,007)
福祉施設等運営基												3,974	2,164
出資金										1,515	1,515	292	292
他会計繰出金												1,110	
長期貸付金												550	550
その他投資	50	50	50	50	50	0	0					0	0
流動資産	(9,854)	(14,911)	(10,073)	(8,777)	(12,532)	(9,142)	(7,067)	(6,916)	(5,028)	(6,209)	(5,534)	(949)	(657)
現金預金	9,307	11,287	9,614	8,160	10,919	7,516	6,075	5,437	4,425	5,274	3,653	589	319
未収入金	237	3,615	451	610	1,605	882	625	1,428	553	404	545	350	329
仮出金				0	3	8	12						
前払金	305		1			731	351						
貯蔵品	4	8	6	6	5	3	3			5	6	6	6
有価証券								50	50				
その他流動資産										525	1,330	1	1
資産合計	(23,985)	(29,476)	(23,975)	(23,007)	(26,045)	(39,846)	(38,556)	(19,554)	(18,283)	(14,878)	(13,971)	(12,247)	(8,730)
固定負債								(179)	(192)				
退職給与引当金								145	157				
修繕引当金								34	34				
その							1,382						
流動負債	(967)	(6,609)	(928)	(1,006)	(3,777)	(2,745)		(1,880)	(902)	(2,592)	(1,501)	(2,443)	(1,217)
未払金	896	6,501	870	946	3,710	2,546	1,208	1,550	822	2,574	1,488	2,429	1,191
預り金	70	107	57	60	66	198	213	150	80	17	13		
その他流動負債												14	26
負債合計	(967)	(6,609)	(928)	(1,006)	(3,777)	(2,745)		(1,700)	(1,095)	(2,592)	(1,501)	(2,443)	(1,217)
資本金	17,081	18,021	18,021	18,021	18,021	30,234	30,834	15,830	15,673	9,400	9,400	7,106	5,996
剰余金	(5,935)	(4,845)	(5,025)	(3,978)	(4,246)	(6,866)	(4,918)	(1,843)	(1,514)	(2,885)	(3,069)	(2,696)	(1,516)
資本剰余金	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)			(37)	(37)	(7)	(7)	(3)	(35)
受贈資産寄付	50	50	50	50	50			37	37	7	7	3	35
利益剰余金	(5,885)	(4,795)	(4,975)	(3,928)	(4,196)	(6,866)	(4,918)	(1,806)	(1,477)	(2,878)	(3,061)	(2,693)	(1,480)
減債積立金						418	45	130	130				
利益積立金	1,693	1,717	1,724	1,739	892	5,000	5,000	1,086	726	100		4,502	2,693
建設改良積立	2,644	2,004	2,034	2,101	2,101			850	850	3,219	3,219		
地元対策繰出積立	934	934	934	934	934								
財政調整積立								100	100				
当年度未処分利益剰余	613	138	282	847	267	1,447	△ 127	△ 360	△ 329	△ 440	△ 157	△	△

資本合計	(23,017)	(22,867)	(23,047)	(22,000)	(22,268)	(37,100)	(35,752)	(17,674)	(17,187)	(12,286)	(12,469)	9,803	7,512
負債資本合計	(23,985)	(29,476)	(23,975)	(23,007)	(26,045)	(39,846)	(38,556)	(19,554)	(18,283)	(14,878)	(13,971)	12,247	8,730

2. 児島競艇損益計算書上の勘定科目の説明とコメント

児島競艇の平成9年度から13年度までの損益計算書は、1. に示した「他競艇場との決算書比較」、「児島競艇損益計算書（形態別費用分類による）」のとおりである。

以下に、勘定科目について説明し、コメントを加える。

(1) 収益

①事業収益—営業収益—舟券収益

児島競艇における主たる営業収益である。すべてのレースに「勝ち舟投票券」が発売される。その収入合計が舟券収益であり、舟券の返還（企業会計上の売上戻し）を控除する前の総収益を表示している。舟券の返還は、実施費用に計上されている。しかし、企業会計では舟券の返還は売上高から控除して表示するのが原則である。

舟券収益は、児島競艇本場での売上のほか、ボートピア松江の売上、電話投票による売上、場外での売上を含む。電話投票とは、会員になり、指定された銀行口座に資金を預けプッシュホンにより舟券を購入できる仕組みで、その管理は中国地区であればテレボートセとが全て行う。その委託料として一定の手数料、賃借料をテレボートセとに支払っている。児島競艇はコンピュータ化された売上集計システムにより本場の売上のほか電話投票、場外での売上高も把握できる。

レースのグレードとして、SG、GI、GII、GIII、一般の5段階がある。このうち、SG競走はスペシャルグレードという最上位にランクされるレースであり、次の8レースがある。

- ①総理大臣杯競走（毎年3月に開催される）
- ②笹川賞競走（毎年5月）
- ③グランドチャンピオン決定戦競走（毎年6月）
- ④オーシャンカップ競走（毎年7月）
- ⑤モーターボート記念競走（毎年8月）
- ⑥全日本選手権競走（毎年10月）
- ⑦競艇王チャレンジカップ競走（毎年11月）
- ⑧賞金王決定戦競走（毎年12月）
賞金王シリーズ競走（賞金王決定戦競走に併設）

これらのレースは全国で場外発売される。児島競艇では、平成13年度SGレースのひとつである、競艇王チャレンジカップを開催することができた。平成13年度の舟券収入は56,100百万円であるが、このうち20,159百万円がこのひとつのレースによるものである。逆にSGレースを主催できなかった平成12年度の売上は33,276百万円であり、その年847百万円の当年度純損失を計上している。

②事業収益—営業収益—開催受託業務収益

これは前述したとおりである。

③事業収益—営業収益—場間場外発売事務受託収益

児島競艇では、本場で開催するレースのほか他場で開催されるレースの舟券も発売している。ただしこの売上は児島競艇の売上高ではないので、会計帳簿上収益は明確に区分されている。この取り扱い手数料として他場から場間場外発売事務受託収益を受け取っている。

平成13年度は7つのSGレースと7つのGIレースをそれぞれ主催する他の競艇場から受託発売し、1,375百万円の受託収益を得ている。

④事業収益—営業収益—その他の営業収益

入場料、端数計算収益、時効収益、雑収益からなる。

①入場料

一般席の入場料は一人50円である。そのほか指定席、ロイヤルルームがある。

②端数計算収益

配当金が最低10円単位で払い戻されることから発生する端数切り捨てによる収入である。

③時効収益

モーターボート競走法により、払戻金および返還金の債権は60日間行わないときは時効によって消滅する。その時効成立分である。

④雑収益

それ以外のもろもろの収入であるが、ロイヤルルーム年会費、競走会からの分担金、現金過剰（過入金）などである。

⑤事業収益—営業外収益

土地使用料、売店使用料、受取利息、雑収益からなる。

平成13年度448百万円と高額な雑収益が計上されているが、このうち378百万円は平成12年度に支払った公営企業金融公庫への納付金が平成13年度において還付されたものである。本来平成12年度に帰属すべき収益であるが、制度上還付請求ができるのは当年度決算が確定した翌年度であるので、平成13年度の収益に計上されている。公営企業金融公庫納付金は売上金額の1.1%を納付するものであるが、施行団体において当該年度の決算が確定した段階で、それが地方財政施行令附則第17条の2に定める納付限度額を超える場合、施行団体の請求によりそのを超える金額が還付される。平成12年度分については全額還付を認めてもらった。

制度上、収益計上時期等に制約があるものの、会計上は公営企業金融公庫納付金の還付額378百万円は平成12年度に帰属する。したがって、平成12年度の純損失は847百万円から468百万円の赤字、平成13年度の当年度純利益は267百万円

の黒字から 110 百万円の赤字と考えるべきである。これは倉敷市の決算が誤りであったという意味ではない。制度上の制約を離れた本来の経営成績は上記のように修正するのが相当である。そう考えると、倉敷市児島競艇事業は平成 12 年度、13 年度と実質上連続赤字計上したこととなる。但し平成 13 年度に支払った 647 百万円の公営企業金融公庫納付金のうち約 3 億円を平成 14 年度に入り還付手続き中であり、これが実現すると実質的に黒字計上となる可能性がある。

(2) 費用

①事業費用—営業費用—実施費

- ・臨時従事員人件費（全額臨時従事員の手当および賃金）
- ・報償費（臨時従事員退職慰労金、臨時従事員への特別競走報奨金ほか）
- ・備用品費（競走用モーター、トータリゼータ関係消耗品ほか）
- ・燃料費（冷暖房用および発電機用燃料ほか）
- ・光熱水費（電灯電力使用料、上下水道使用料）
- ・印刷製本費（レース出走表、マークカードほか）
- ・通信運搬費（電報電話料ほか）
- ・広告料（電波広告料、新聞広告料、車内吊ポスターほか）
- ・委託料（場外発売委託料、電話投票事務経費委託料、トータリゼータシステム保守委託料、警備委託料ほか）
- ・手数料（施設関係手数料ほか）
- ・賃借料（トータリゼータシステム借上料、電話投票センター委託料、無料バス借上料、有料道路通行料金支払金、鉄道運賃相当額支払金、高速艇借上料ほか）
- ・ボートエンジン修繕費（救助艇用エンジン修繕費ほか）
- ・その他の修繕費（施設関係修繕費ほか）
- ・材料費（モーター修繕用材料費ほか）
- ・食糧費（お茶代ほか）
- ・厚生費（臨時従事員健康診断料ほか）
- ・会費負担金（公営企業公庫納付金、電話投票負担金、全国モーターボート競走会施行者協議会会費、選手共済助成分担金ほか）
- ・保険料（自動車損害保険料）
- ・選手参加費（参加賞、完走手当て）
- ・選手賞金（賞金ほか）
- ・払戻金（舟券売上金の 75%）
- ・返還金（正常発走しなかった選手の舟券が投票金額で戻されるもの。いわば売上戻し）
- ・諸税公課（車検ほか）
- ・日本船舶振興会交付金（1号交付金、2号交付金）
- ・競走会交付金（第 20 条）

- ・雑費（現金不足）

②費用—営業費用—開催受託業務費

内容は実施費と同じ。

③事業費用—営業費用—場間場外発売受託業務費

内容は開催受託業務費とほぼ同じ。

④事業費用—営業費用—総係費

企業の一般管理費に相当する。

- ・報酬（嘱託者報酬ほか）
- ・給料（職員給料）
- ・手当等（職員手当）
- ・法定福利費（職員共済組合負担金ほか）
- ・旅費（職員、議員旅費）
- ・退職給与金（職員退職金）
- ・備用品費（事務所用ほか）
- ・燃料費（競技棟給湯用ほか）
- ・印刷製本費（現地調査資料ほか）
- ・通信運搬費（郵便料ほか）
- ・委託料（開催外警備委託料ほか）
- ・賃借料（機器リース料ほか）
- ・修繕費（その他固定資産維持修繕費ほか）
- ・補償費（自動車事故等の補償ほか）
- ・研修費（職員研修費）
- ・交際費（交際費）
- ・食糧費（来客用食糧費）
- ・厚生費（職員厚生会負担金ほか）
- ・補助交付金（住民対策費ほか）
- ・会費負担金（議会関係会費ほか）
- ・保険料（共済基金分担金ほか）
- ・諸税公課（車検ほか）
- ・雑費（雑費）

⑤ポートピア費

内容は実施費と同じ。

⑥減価償却費

固定資産の減価償却費用

⑦資産減耗費

固定資産除却費

⑧事業費用—営業外費用

消費税（控除対象外消費税）

⑨繰出金

倉敷市一般会計への繰出金

第3 備南競艇事業組合について

1. 概要

児島競艇場の施行者は倉敷市と備南競艇事業組合である。年間180日の開催日数のうち、倉敷市が156日を、備南競艇事業組合が24日を主催している。備南競艇事業組合は総社市、鴨方町、金光町、里庄町、灘崎町、早島町、船穂町、真備町、寄島町、清音村及び山手村により構成されている。

倉敷市児島モーターボート競走事業会計は156日分の損益を決算に反映している。24日分は会計帳簿上、備南競艇事業組合収支勘定により児島競艇の収支と区別している。すなわち、備南競艇事業組合主催レースの収入（舟券売上、その他収入）支出（払戻金その他支出）は備南競艇事業組合収支勘定で処理し、的中未払金などレース関連の債権・債務は、預かり金、未収金、仮出金で処理する。このようにして備南競艇事業組合主催のレースの損益は倉敷市の損益と厳密に区別される。

倉敷市は、備南競艇事業組合開催レースを受託管理する費用として一定の開催受託業務収益を得ており、平成13年度の決算書上、営業収益に開催受託業務収益として666百万円が計上され、これに対応する費用として営業費用に開催受託業務費768百万円が計上されている。

開催受託業務収益は、備南競艇事業組合主催のレース収入額から払戻金、法定納付金、会費負担金、ボートピア松江施設借上料、環境整備協力費、その他支出を控除した残りとして受け取る。

その支出の中には、備南競艇事業組合に対する繰出金も含まれる。下記「備南競艇事業組合競艇事業特別会計、歳入歳出決算書」のとおり、この繰出金は、備南競艇事業組合の利益に相当するもので、備南競艇事業組合の決算書では繰出金として表示されている。この利益は構成している市町村の一般会計に繰り出される。

当然、これが多ければ倉敷市の利益が減り、少なければ倉敷市の利益が増えるという関係にある。

倉敷市は当年度備南競艇事業組合利益として平成12年度において136百万円、平成13年度において、158百万円を支出した。誤解がないように説明すると、この金額は備南競艇事業組合主催レースだけの利益を意味しているのではないということである。

ある。

「回の一般レース舟券売上合計」（備南競艇事業組合主催分と児島競艇主催分の合計）を総開催日数で割って、組合開催日数を乗じ、これに児島本場売上分は3.5%、ボートピア松江売上分は1.5%の利益率をかけたものとなっている。したがって年間を通してみれば、備南競艇事業組合主催の24日分を含めた180日分の総売上高（返還金は控除する）に対応した一定割合（日数按分）の利益が備南競艇事業組合に分配されることになっている。

2. 備南競艇事業組合決算書

備南競艇事業組合競艇事業特別会計 歳入歳出決算書

（単位：円）

	平成12年度	平成13年度
歳入	(3,998,349,611)	(4,265,498,540)
事業収入	(3,992,163,935)	(4,256,921,435)
競艇事業収入	(3,992,163,935)	(4,256,921,435)
入場料	10,391,750	11,957,950
勝舟投票券発売収入	3,963,528,800	4,233,601,600
払戻金端数切捨金	18,148,665	11,309,425
舟券投票事故収入	94,720	52,460
諸収入	(6,185,676)	(8,577,105)
預金利子	6,802	2,514
雑入	(6,178,874)	(8,574,591)
払戻返還不能収入	3,244,510	5,644,370
雑入	2,934,364	2,930,221
歳出	(3,998,349,611)	(4,265,498,540)
競艇事業費	(3,998,349,611)	(4,265,498,540)
開催費	(3,998,349,611)	(4,265,498,540)
委託料	633,967,698	666,513,258
使用料および賃借料	22,699,832	25,210,178
負担金、補助金及び交付金	222,668,313	239,505,701
補償、補填及び賠償金	43,080	99,780
償還金、利子及び割引料	2,982,465,175	3,176,082,025
繰出金	136,505,513	158,087,598
予備費	0	0

第4 備南競艇事業組合へ分配される利益率の妥当性

備南競艇事業組合の概要については、「意見 第3 備南競艇事業組合についての1. 概要」(P. 37)に記載したとおりである。

問題は、児島競艇は平成12年度に赤字を計上し、平成13年度は倉敷市の一般会計に1億円の繰出金を計上し、平成14年度も1億円の繰出金しか計上できない状況で備南競艇事業組合に1億円以上の(平成13年度は158百万円)の利益分配をしてよいかである。特に平成12年度は赤字で倉敷市の一般会計への繰出金は実質ゼロであった。しかし備南競艇事業組合へは136百万円の繰出金を支出している。

この分配利益率は平成14年度から児島本場分が3.5%から2%へ、ボートピア松江分が1.5%から1%へ引き下げられたが、児島競艇が赤字の場合の扱いを議論すべきである。

備南競艇事業組合との関係は、他場の主催する舟券を受託発売するような単純な委託と受託の関係にはない。児島競艇の廃止は備南競艇事業組合の解散をも意味する筈である。そうであるならば、倉敷市だけが赤字を計上し、備南競艇事業組合が常に黒字というのは問題である。

第5 備南競艇事業組合に係る開催受託業務費用の明確化

備南競艇事業組合から受け入れる開催受託業務収益は明確な金額である。しかし、これに対応する費用は開催受託業務費用として区分計上されているが、開催経費のうち倉敷市と備南競艇事業組合で共通すると考えられる費用を開催日数の比率で按分したものである。平成13年度でいえば、開催受託業務収益666百万円に対して開催受託業務費用が768百万円計上されている。一見収支が合っていないと考えられる。

しかし、この費用は共通経費を単純に日数按分したものであるから、必ずしも開催受託業務収益に対応する費用であるとは言いがたい。共通経費の費目ごとに按分基準を設定し、より実態に合った費用を計上すべきである。日々事務コストをかけて仕訳の段階で費用を丁寧に按分している割には、その按分結果は必ずしも実態を表していない。

第6 損益計算書の表示方法

児島競艇の損益計算書は、地方公営企業法施行令および、倉敷市営企業の財務特例を定める規則に準拠して作成される。それにより、費用は実施費、開催受託業務費、場間場外発売受託業務費、総係費、ボートピア費などに区分される。したがって、日常の仕訳もこの区分にあわせて処理されている。しかし、この区分は競艇事業を主催する自治体に共通の区分ではない。したがって、他の競艇事業との費用の比較ができない。

そこで、費用の発生合計がわかるように形態別分類による損益計算書を作成すべきである。実施費、開催受託業務費、場間場外発売受託業務費、総係費、ボートピア費など

の区分はそれなりに有効ではあるが、各区分に共通して発生する費用の処理が各競艇場で不統一となる問題、他の競艇場との比較が難しいという問題がある。

たとえば、人件費を例にとって説明する。嘱託者給与は総係費の報酬とボートピア費の報酬に計上される。職員給与は、総係費の給料手当とボートピア費、開催受託業務費、場間場外発売受託業務費に分けて計上される。臨時従事員給与は、実施費、開催受託業務費、場間場外発売受託業務費、実施費の中でも手当で、賃金、報償費に計上される。このように区分計上されているため、人件費の発生合計の把握が非常に困難である。他の競艇場の損益計算書が示されても、開催受託業務費、場間場外発売受託業務費などの内訳が明示されない限り、損益計算書からひとつの費用の発生合計を知ることは不可能である。

現状の区分は生かしつつ、企業会計のような費目別（形態別）分類による情報を開示すべきである。

なお、参考のため「意見 第2 1. 他競艇場との決算比較」(P. 26)に掲載したとおり、形態別分類による5年間の比較損益計算書を作成した。

第7 人件費のうち不適正な手当に対する意見

1. 住居手当

倉敷市立短期大学の結果報告書にも指摘したが、世帯主でない者にまで住居手当を支給しているのは不適正であり早急な是正が必要である。

2. 管理職員特別勤務手当

「管理職手当」とは「新自治用語辞典」(ぎょうせい)によれば、「地方公共団体の職員に対して、管理又は監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づいて支給される調整給で、国家公務員の『監督若しくは管理の地位にある者』に限るべき。」だとされており、その具体的な指定は条例に基づく規則によって行なわれている。

管理職手当の支給を受ける職員も勤務時間に関する条例の適用を受けるが、その時間外における勤務の態様は、一般の職員と異なり、時間数だけで測定するのが困難な要素を含んでいるため、時間外勤務手当の代わりにこの手当を支給することとしたものである。したがって、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当は支給されないが、臨時又は緊急の公務のために勤務を要しない日等に勤務した場合には、管理職員特別勤務手当が支給される。また、「管理職員特別勤務手当」の説明として、「管理職手当の支給を受ける職員が、臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当のことをいう。」とされている。

競艇事業局では、週休日に業務のために管理職員が勤務した場合、管理職員特別勤務手当が2ヶ月以内に代休の取得により振替をしない限り支給されることになっている。競艇事業の従事者には特殊勤務手当が支給されていることを考慮すると、たとえ週休日

に業務のために勤務したとしても、民間企業では管理職員特別勤務手当の対象の勤務を要しない日等にはあたらなないと考えられる。また、多忙を理由に、代休が取得できていないのが現状であり、出来るだけ代休を取得することに努め、管理職員特別勤務手当は支給しないようにすべきである。

3. 通勤手当

倉敷市職員の給与に関する条例によると通勤手当は住込職員を除く全職員に最低月額1,700円が支給されることになっている。これは、以下に示す「倉敷市職員の給与に関する条例第14条」に基づいている。

「倉敷市職員の給与に関する条例

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- ① 通勤のため交通機関または有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃または料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)
 - ② 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を利用することを常例とする職員(自転車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。)
 - ③ 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
 - ④ 前各号に規定するもののほか通勤距離が片道2キロメートル未満の職員(住込職員を除く。)
 - ⑤ 前4号に規定するもの以外の職員(住込職員を除く。)
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- ① 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1箇月に通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運

賃等相当額」という。) (その額が 48,000 円を超えるときは、その額と 48,000 円との差額の 2 分の 1 を 48,000 円に加算した額)

- ② 前項第 2 号に掲げる職員 次の各事項の区分に従い当該各事項に定める額 (再任用短時間勤務職員のうち、1 箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) とする。

ア 通勤距離が片道 2 キロメートル以上 4 キロメートル未満のもの 3,100 円(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあっては、3,600 円)

イ 通勤距離が片道 4 キロメートル以上 8 キロメートル未満のもの 5,000 円 (その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあっては、5,500 円)

ウ 通勤距離が片道 8 キロメートル以上のもの 6,800 円 (その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあっては、7,500 円)

エ ウの規定にかかわらず、通勤距離が片道 12 キロメートル以上で、その使用する自転車等が原動機付のものである場合は、次のとおりとする。

㉑12 キロメートル以上 16 キロメートル未満	9,300 円
㉒16 キロメートル以上 20 キロメートル未満	11,400 円
㉓20 キロメートル以上 24 キロメートル未満	14,100 円
㉔24 キロメートル以上 28 キロメートル未満	16,600 円
㉕28 キロメートル以上 32 キロメートル未満	18,000 円
㉖32 キロメートル以上 36 キロメートル未満	19,700 円
㉗36 キロメートル以上 40 キロメートル未満	21,400 円
㉘40 キロメートル以上	23,100 円

- ③ 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して、第 1 号に掲げる額に前号各事項に掲げる額をそれぞれ加算した額

- ④ 前項第 4 号および第 5 号に掲げる職員 1,700 円

- 3 前 2 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。」

県内他市にも同様の規程がある市が存在するとはいえ、第 14 条第 1 項第 4 号該当者のように通勤距離が僅少の者にまで通勤手当を支給するのは、一般的でなく早急に是正すべきである。参考までに以下に学校法人と民間会社の通勤手当に関する規程の例を示しておく。

「学校法人規程例(昭和 63 年 8 月)

第 12 条

教職員が学園から 2km 以上離れた住居から通勤している場合に通勤手当として毎月定期券購入費の実費を支給する。ただし、その額が 21,000 円を越えるときは、その額と 21,000 円との差額の 2 分の 1(その差額の 2 分の 1 が 5,000 円を越えるときは 5,000 円)を 21,000 円に加算した額を支給する。

- 2 自転車、その他の交通用具を使用する場合、次の各号により支給する。
 - ①5km 未満は 2,000 円
 - ②5km 以上 10km 未満は 3,800 円
 - ③10km 以上は 5,000 円
- 3 通勤経路は最短距離と最低料金とによることを原則とする。
- 4 通勤手当は、月 20 日以上欠勤した者には支給しない。
- 5 住所変更、料金改定等により交通費の月額を変更すべき事実が生じるに至った場合には届け出により、その事実の生じた日の属する翌月から支給額を改定する。」

「民間会社例(建設業 昭和 62 年 3 月)

第 35 条

通勤手当は、通勤のため常に交通機関を利用する従業員に対しつぎの条件により支給する。

- ①勤務地より片道 2k m以上の通勤者
- ②自宅より勤務地まで公的交通機関の最短距離による 3 ヶ月定期券の実費を 3 ヶ月で除して得た額を月額支給する。

通勤費実費は別紙により各自申告するものとする。
- ③マイカーによる通勤の場合は別に定める規定により支給する。」

第 8 損益分岐点分析

1. 分析の前提条件

場間場外発売事務受託収益・受託費及び雑収益については、この分析の対象外の収益・費用とした。場間場外発売受託収益は、他場で開催されるレースの舟券も発売した場合の取り扱い手数料として他場から受け取るものであり、場間場外発売事務受託費は、本場で開催し他場で販売されたレースの取り扱い手数料として他場へ支払うものであるため、ともに当競艇場での管理不能なものとして対象外とした。

雑収入は前述のとおり平成 1 2 年度の公営企業金融公庫への納付金が平成 1 3 年度において還付されたものであり、臨時に生じたものであり、これも対象外とした。

2. 分析結果

損益分岐点営業収益は 615 億円であり、実績の営業収益は 571 億円であり、今年度既に 44 億円の収入不足になっている。また、特徴的なものとしては、変動費は、払戻金・交付金・負担金等であり、事業者では管理不能なものであるため、変動比率の引き下げは不可能である。よって損益の改善は営業収益を増加させるか固定費を減少させるかの方法しかない。

そこで、前提条件を変更し、一定の繰出金（利益）を確保するために必要な営業収益を試算した（追加分析 1）。さらに、営業収益の増加が困難な場合に、管理可能固定費を削減した場合の、可能繰出金を試算した（追加分析 2）。

（前提条件の変更）

前提条件として、場間場外発売事務受託収益・受託費については、この分析の対象外とした。しかし実際には、来期以降もこの事務受託収益・受託費は発生するため、より損益の実態に合わせるため、前提条件を変更し、それぞれ平成 13 年度並に 1,375 百万円と 579 百万円が一定額で計上されるとした。

（追加分析 1）

まず、前提条件変更後の損益分岐点営業収益は 574 億円であり、現状で 3 億円の収益不足である。さらに、繰出金が 1 億円、5 億円、10 億円拠出できるための損益分岐点営業収益を算出した場合をケース 1、2、3 で示した。10 億円の繰出金のためには 626 億円の営業収益が必要であり、これは平成 11 年度の実績にほぼ等しい。

（追加分析 2）

前分析で収益増の場合を検討したが、実際には売上が減少傾向にある中、収入増は非常に困難といわざるを得ない。売上、固定費は現状のままでの可能繰出金は、54 百万円のマイナスである。よって、固定費の内管理可能なもの（その他実施費、総係費及びその他のボーピア費）を 1%、3%、5%削減した場合の、可能となる繰出金をケース 4、5、6 で示した。

3. 損益分岐点分析の結論

結論として、現行の収入、支出のままでは、既に支出超過の状態であり、収入増が困難な現状では、支出の削減が不可避であり、管理可能固定費の 5%程度の節減によって 4 億円程度の繰出金が可能である。

児島ボート収益・費用の固定／変動の区分及び損益分岐点について(平成13年度)

A. 収益・費用の固定／変動の区分

(単位 円)

	変動費	固定費	対象外	計
事業収益				
営業収益				
舟券収益	56,100,116,200			56,100,116,200
開催受託業務収益	666,233,109			666,233,109
場間場外発売事務受託収益			1,375,938,236	1,375,938,236
その他の営業収益	333,356,871		◎	333,356,871
営業収益計	57,099,706,180	0	1,375,938,236	58,475,644,416
営業外収益				
土地使用料		1,335,330		1,335,330
売店使用料		15,280,000		15,280,000
受取利息		10,129,875		10,129,875
雑収益			422,118,464	422,118,464
営業外収益計	0	26,745,205	422,118,464	448,863,669
総収益	57,099,706,180	26,745,205	1,798,056,700	58,924,508,085
	①	②		

	変動費	固定費	対象外	計
営業費用				
実施費				
会費負担金	1,006,653,016			1,006,653,016
払戻金	38,848,928,980			38,848,928,980
返還金	824,082,600			824,082,600
日本船舶振興会交付金	1,846,126,976			1,846,126,976
競走会交付金	605,025,580			605,025,580
その他の実施費		8,676,746,096		8,676,746,096
開催受託業務費		768,308,211		768,308,211
場間場外発売事務受託費			579,296,571	579,296,571
総係費		837,170,852	◎	837,170,852
ボートピア費				
払戻金	2,567,989,820			2,567,989,820
返還金	53,475,200			53,475,200
補助交付金	52,392,706			52,392,706
賃借料	374,026,355			374,026,355
その他		369,873,474		369,873,474
減価償却費		765,871,119		765,871,119
資産減耗費		7,422,172		7,422,172
営業外費用		373,188,506		373,188,506
雑支出				
繰出金			100,000,000	100,000,000
総費用	46,178,701,233	11,798,580,430	679,296,571	58,656,578,234
	③	④		

B. 損益分岐点分析結果

	現状	現状 (条件変更後)	ケース1	ケース2	ケース3
	①変動比率③/①	0.809	0.809	0.809	0.809
②固定費④-②	11,771,835,225	11,771,835,225	11,771,835,225	11,771,835,225	11,771,835,225
③場間場外発売事務受託費・収益		796,641,665	796,641,665	796,641,665	796,641,665
④繰出金		0	100,000,000	500,000,000	1,000,000,000
⑤調整後固定費	11,771,835,225	10,975,193,560	11,075,193,560	11,475,193,560	11,975,193,560
⑥損益分岐点営業収益②/(1-①)	61,548,212,441	57,383,027,531	57,905,870,497	59,997,242,361	62,611,457,191

	現状 (条件変更後)	ケース4 (1%削減)	ケース5 (3%削減)	ケース6 (5%削減)
	①変動比率③/①	0.809	0.809	0.809
②固定費④-②	11,771,835,225	11,771,835,225	11,771,835,225	11,771,835,225
③場間場外発売事務受託費・収益	796,641,665	796,641,665	796,641,665	796,641,665
④固定費節減額	0	△ 98,837,904	△ 296,513,713	△ 494,189,521
⑤節減後固定費	10,975,193,560	10,876,355,656	10,678,679,847	10,481,004,039
⑥予想限界利益 収益×(1-①)	10,921,004,947	10,921,004,947	10,921,004,947	10,921,004,947
⑦可能繰出金⑥-⑤	△ 54,188,613	44,649,291	242,325,100	440,000,908

(注) 変動比率を計算する際、返還金は営業収益から控除していない。

4. 固定費の発生状況の変化を考慮した損益分岐点分析

固定費の発生状況がSGレースを主催するか否かで変動することを考慮して損益分岐点を計算してみた。児島競艇損益計算書（形態別費用分類による）の営業費用をまとめたものが以下の「経費の内容」である。

人件費は、過去5期では営業費用の15%から22%を占めている。平均すれば年間25億円である。広告料は営業費用の6%から7%を占めている。平均9億円である。委託料は、SGレースの主催年では、売上高が増えるものの、場外発売事務委託料が増えるため、毎年かなり変動する。賃借料は営業費用の19%を占め、過去5年間の平均では年間20億円支出されている。選手関係費用は、平均12億円である。減価償却は設備の減価償却費で年間7億円発生している。

固定費として示したものは、営業費用合計から会費負担金を除いたもので、SGレースを主催した年で120から130億円、主催できなかった年で約90億円発生している。

経費の内容

(単位:千円)

	H13年度	H12年度	H11年度	H10年度	H9年度
人件費(報酬から報償費)※1	2,427,230	2,357,906	2,524,860	2,598,651	2,659,015
広告料	1,020,810	757,889	959,672	1,055,245	657,725
委託料	3,583,799	915,837	3,561,381	4,495,598	868,353
賃借料	2,395,216	2,118,089	1,728,860	1,935,544	1,827,015
会費負担金(日本船舶振興会 ・競走会交付金を含む)	3,503,252	2,087,605	3,771,475	4,458,172	2,910,601
選手参加賞及び選手賞金	1,276,560	1,200,259	1,206,050	1,247,750	1,188,880
その他の営業費用	916,175	949,973	895,123	1,043,801	1,048,937
減価償却費	765,871	671,303	721,847	698,725	709,271
合計	15,888,913	11,058,861	15,369,268	17,533,486	11,869,797
固定費 ※2	12,385,661	8,971,256	11,597,793	13,075,214	8,959,196

(注) 人件費(報酬から報償費までの費用)※1

報償費には臨時従事員の退職金が含まれているため、人件費とした。

固定費 ※2

合計から会費負担金を除いたものである。

S G レースを主催する年で 120 億円、主催しない年で 90 億円の固定費が発生しているから、平成 13 年度の限界利益率を適用すると、S G レースを主催する年で 620 億円、主催しない年で 470 億円の営業収入が最低必要という計算になる。

第9 有料道路通行料支払金の管理

監査結果に記載したとおり、有料道路通行料支払金とは、有料道路を利用して児島競艇場に来場した者に対して、午前中に通行領収書と引換えに通行料引換券を発行し、午後はその引換券と現金を交換しているものである。

発券管理体制上の問題点、不正受領者の可能性については、監査結果に記載したとおりである。このほか以下の問題点がある。

1. 自家用車利用での来場者に対するの促進の有効性への疑問

有料道路通行料支払金は、有効であろうとの前提のもとでの制度である。しかし、

実際は、通行料を負担することで来場者にどの程度の動機付けになっているのか不明であるといえる。支払限度額 2,000 円では、瀬戸中央自動車道を利用した四国方面からの通行料に対しては少額過ぎて効果は疑問であるし、来場者の 1 日平均の舟券購入額 2 万数千円に対して、1 割程度の金額で促進効果があるか疑問である。制度を休止した場合の客観的影響の調査も必要と考える。

2. 費用対効果について

実際には、来場者は受取った通行料をそのまま残すことはせず、投票資金へ利用すると考えられ、結果としてその分舟券収益が増加することとなる。しかし前述のように舟券収益のうち競艇場の収益となるのは払戻金等を引いた 19%程度である。よって、支払額の 5.2 倍の舟券売上増加があつて収支が合うこととなる。10 円の通行料の支払は、52 円以上の舟券売上の増加が必要である。上記 1. の有効性と合わせて検討すべきである。

第 10 職員の適時入れ替え

臨時従事員の担当変更については、前述したとおりである。ここでは、倉敷市の職員の担当変更についてである。

平成 14 年度事務分担表によれば、全職員在課年数で 2 年以内、担当年数で 4 年以内となっている。担当年数 4 年の職員は、競艇管理課に 4 人、競艇事業課にはいない。しかし、この分担表では競艇事業局を離れて再度競艇事務局に戻った人の累積年数はわからない。また、同じ局内の異動、たとえば児島から松江に従事し、松江から戻った人の担当年数はゼロクリアされる。

したがって、事務分担表では累計された経験年数を表示しないので、この点を改善すべきである。また整備技師など特定の業務従事者を除き、累計で 20 年程度の長期にわたって競艇事業に従事している人がいる。経験者は貴重な戦力とはいえ、適時人事ローテーションが不完全である。

第 11 広告費の管理

過去 5 期間比較形態別費用明細のとおり、広告費は過去 5 年間平均で毎年約 9 億円支出されている。平成 13 年度において実施費に計上されている広告費の内訳は、電波 489 百万円、新聞 298 百万円、看板 65 百万円、交通広告 35 百万円などである。このように広告費は金額的にも性質的にも重要な科目である。

しかし、以下のように広告費の管理は不十分である。広告費は単純な固定費とは異なり、政策費という性質を持っている。経営者が戦略的見地から投資規模を決定し、その投資からいかに大きな効果をあげるかが広告費管理の焦点である。

現時点では、支出とその効果の関係が未解明である。平成 10 年度以前のように十

分な利益が計上できた時代は、前年基準で広告費予算を策定し、支出すればよかったであろう。しかし、利益が極端に少なくなってきた現状で成り行き管理は許されない。従来のような管理では広告効果の割りに広告費が浪費されやすいという欠陥がある。

広告費管理にあっては特に費用効果分析が不可欠である。広告の効果とは、知名度、理解度、購入態度、購買行為、売上高、利益の向上である。これらに沿って、知名度調査、売上高推移、理解率調査、注目率調査、マーケットシェア、購入希望率調査、店頭観察調査、利用率調査、利益額推移などを毎年調査する必要がある。具体的な方法は、面接調査法（訪問、電話）、質問紙法、客観的視聴率調査法などがある。

広告費予算の編成は経験や勘によって見積もるのではなく、客観的な計数を用いて、科学的に積算し、実施に当たっては、予算実績比較を行い、広告効果を把握し、向上を図る必要がある。

第 12 児島競艇事業局が作成した経営改善策について

1. 経営改善策の内容

平成 14 年 5 月 23 日、児島競艇事業局は平成 12 年度の単年度赤字を受け、経営改善と今後の事業運営方針を作成した。経営改善策として以下の項目が掲げられている。

(1) 経営改善策

- ①売上拡大策
- ②交付金等の引き下げ
- ③公営企業金融公庫納付金の還付請求
- ④人件費削減
- ⑤賃借料の削減
- ⑥補助金削減
- ⑦電話交換業務の民間委託
- ⑧無料バス受付業務の民間委託
- ⑨整備部品庫管理業務の民間委託
- ⑩印刷製本費の削減
- ⑪投票所 1 箇所閉鎖
- ⑫広告料見直し
- ⑬第 2 組合への配分率引き下げ
- ⑭選手参加費の引き下げ
- ⑮その他修繕費の圧縮
- ⑯ボートピア松江における経費削減
- ⑰契約電力の変更減
- ⑱施設の一般開放

これらの改善策は順次実施されているが、収入で3千8百万円増加、支出で4億8千万円削減され、合計で約5億2千万円の経営改善が見込まれている。

これらの項目は実行可能性の高いものと評価できる。今後も売上の増加と経費の節減に努めるとのことなので、上記項目以外も今後削減対象となることが期待される。課題として指摘できるのは以下の点である。

(2) 経営改善策の課題

① 広告費（平成13年度計上額 1,020,810千円）

費用の中でも金額的に重要な広告費は、テレビ、ラジオ、新聞、電光ニュース、日程看板、車内吊りポスターの見直しが検討されているが、金額の削減は計画されていない。

広告料と売上の相関関係の把握は重要な管理項目であるが、困難であるとして調査されていない。

ポートピア松江では松江市の規制で看板の掲載が十分できない事情がある。他方、児島競艇は看板が多いため現地調査を実施し、撤去などを行なっている。地域によって効率的な広告の出し方を研究し、無駄をなくする必要がある。広告費管理の問題点については前述（P48「第11 広告費の管理」）のとおりである。

② 委託料（平成13年度計上額 3,583,799千円）

金額的に重要な委託料が削減対象から外れている。

委託料の内容は、トータリゼータシステム保守委託料176百万円、警備委託料151百万円、電気関係委託料89百万円、衛星実況中継委託料83百万円、場外発売事務委託料2,333百万円などである。その中で削減可能なのは、警備委託料、電気関係委託料及び衛星実況中継委託料等である。金額が大きいだけに削減効果は大きい。

③ 抜本的な経営改善

今回の経営改善策はすべての問題点を網羅しているわけではない。これで経営改善が終わるわけではないが、この額で黒字計上が続けられるほど事態は甘くない。現行の経営改善策で終わるなら、なんら構造的な改善に踏み込まない、手ぬるい対策と非難される。

後述のように、25%という高い控除率（売上総利益率）を前提とした経営改善策では、公営競技が長期的に生き残ることは困難であろう。長期的には10%程度の控除率を目標とした抜本的な経営改善を進めなければならない。

第 13 児島競艇の課題

地方財政白書（平成 14 年版）によれば、地方財政の課題として下記 4 点が指摘されており、4 番目に地方公営企業の課題が述べられている。この課題に沿って児島競艇の課題を検討する。また、公営競技独自の課題も示す。

「(1) 地方分権の更なる進展のための行政基盤の整備

- 1) 財政基盤の充実
- 2) 市町村合併の推進
- 3) 住民が主体の地域づくり

(2)健全化への努力

- 1) 行政改革の推進
- 2) 透明性の向上

(3)地域の政策課題への対応

- 1) 地域の活性化
- 2) 情報化の推進
- 3) 良質な環境の保全、創造
- 4) 総合的かつ効率的な地域福祉施策の推進

(4)地方公営企業の経営基盤の強化等」

地方公営企業の平成 12 年度決算は引き続き厳しい状況であることが指摘されている。そのような状況下で住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供し、本来の目的である公共の福祉を推進していくためには、公的サービスの供給方法の多様化、市町村合併の推進、地方分権の進展、規制緩和の進展など地方公営企業を取り巻く環境の変化に適切に対応し、経営のいっそうの効率化、透明性の向上など経営基盤のいっそうの強化を図る必要があるとされる。具体的な課題は次のとおりである。

1. 地方公営企業のあり方の不断の見直し
2. 経営基盤の強化
3. 計画的な経営の推進
4. 効率的な経営の推進
5. 財務の適正化

児島競艇という公営競技施設は地方公営企業とは性格が若干異なり、地方公営事業の中の、その他の事業の収益事業に分類されている。しかし、指摘されている課題は収益事業である競艇の場合にも当てはまる。

児島競艇でいえば、地方公営企業を取り巻く環境変化とは、公営競技全体の急激な業績不振である。児島競艇が自ら指摘するように、バブル経済の崩壊による景気の長期低迷、ファンの高齢化、レジャーの多様化などにより児島競艇本場の売上は平成 6

年度をピークに急激な減少が続いている。また、公営競技を見つめる市民の目も厳しくなってきた。公営競技の負の産物がクローズアップされてくる。

公営競技の中でも、近隣の競艇場はもちろん、競馬、競輪、オートレースという他の公営競技とも競合する。また、市場規模 27 兆円（レジャー白書による）という大衆化されたパチンコも競争相手である。

公営競技の売上推移のとおり、市場規模は年々縮小している。これからも縮小する市場の中で限られたパイを取り合うという競争激化が想定される。

1. 地方公営企業のあり方の不断の見直し

「地方公営企業が供給するサービスについては、公共の福祉を推進するため適切な対価を得て住民の日常生活に必要なサービスを提供するという地方公営企業の役割を踏まえ、民間企業との役割分担を考慮しつつ、より総合的な行政サービスの実施、住民サービスの向上、経営健全化、効率化の推進、住民負担の軽減などを図る観点から、地域の実情に応じ絶えずその内容、供給方法などの見直しを行う必要がある。」

競艇場の提供するサービスとは、大衆娯楽であり、その役割は、特定の産業育成や社会福祉活動、スポーツ振興を促進するための財源調達、自治体の一般会計では足りない行政サービスの財源である。公共の福祉の推進という公営企業の役割については、直接的ではないものの、公共の福祉のための財源確保を通して間接的に果たしている。

あくまでも公共の福祉の推進という観点から競艇場のあり方の不断の見直しは必須である。特に公営競技全体の経営悪化という急激な環境変化の中にあっては、その存在意義を絶えず意識しながら経営する必要がある。

2. 経営基盤の強化

「企業用資産の有効活用、付帯事業の適切な実施など経営の活性化に努めるとともに広域的な機能分担や連携などにも留意しながら広域化共同化を積極的に推進することにより、施設整備、維持管理の両面においていっそうの経営効率化健全化を図っていく必要がある。」

また、職員の企業意識の徹底を図るとともにサービス精神と経営感覚のある人材育成に努めることにより組織の活性化を図っていく必要がある。

経営努力のみでは解決困難な問題については、国、地方公共団体の一般行政部門、その他関係機関の協力を求め、一体となってその解決を図り、企業環境の整備に努めることが重要である。」

児島競艇の場合、職員の企業意識の徹底、サービス精神と経営感覚のある人材育成はこれからも重要な課題である。企業意識の徹底は、臨時従事員、嘱託、市職員すべてに求められる。

広域化共同化という点では、競輪で次のような動きがある。

西武園競輪を開催する所沢、川越、秩父、行田の4市、大宮競輪を持つ大宮（さいたま市）、浦和（さいたま市）、川口、熊谷の8市と県は県競輪事業検討会を発足させ、一部事務組合化など共同開催も検討する。それにより、人気のある競輪レースを開催しやすくなり天候や開催時期による落ち込みを平均化させる効果が期待され、人件費も削減しやすいという。

児島競艇でも、法改正も含めて広域化共同化の取り組みを検討すべきである。

3. 計画的な経営の推進

「常に住民の理解と協力の下に経営効率化住民サービスの向上などを図るため、建設投資、財務、業務など経営に関する計画を策定公表するとともに、経営目標、経営内容について積極的に広報を行うことが適当である。また、同種企業との経営状況などの比較による経営分析の強化により、計画の達成に向けた経営健全化、効率化の推進に努める必要がある。さらに、サービス需要の動向などを踏まえ建設投資を適切に実施するとともに、施設の防災安全対策を速やかに実施するほか、公共工事コスト縮減、入札契約手続きとその運用の改善に積極的に取り組む必要がある。」

児島競艇は、民間企業では必須の中期経営計画を欠いている。SG というスペシャルグレードに属する最上位レースを開催できるか否かで売上高、利益が大きく狂ってしまうことも一因である。しかし、これからは3年から5年先の中期経営計画なしに経営できる時代ではない。現状は予算先行であり、計画経営が弱い。

一般に企業は一定の利益を確保しつつ永続的に成長することが目的である。そのために、経済的、社会的、技術的な環境を予測しこれに積極的に対応する戦略が必要とされる。これが中期利益計画とよばれるものである。この計画は経営者の勘や希望的観測であってはならず、各職務実行者が納得しうる合理的な基礎の上に立案され、その遂行も組織的な展開を要するものとされる。中期利益計画は改善に長期を要するテーマを対象とする。予算は単年度の業績管理が主目的である。

中期利益計画は中長期事業の構想の明確化、事業の改革であるから、業界、児島競艇自身が将来どういった環境下におかれるか予想しなければならない。参考までに環境予測すべき項目を以下に掲げておく。

一般経済動向

労働時間短縮、定年延長、年俸制の導入、能力給への移行、デフレ、景気動向、超低金利

政治、社会の動向

規制緩和、財政再建、公共投資の抑制、高齢化社会への進行、若年層の減少
技術の動向、業界を規制する法令の変化

情報ネットワークの進歩、業界や児島競艇が依存する基礎技術応用技術の進歩、

規制する法令の変化、新しい投票方法の開発、新しい公営ギャンブルの出現（サッカーくじ、カジノ）

顧客のニーズの変化

余暇の増大、独身族の増加、レジャーの多様化、健康志向ブーム、アウトドア志向、個性化、キャッシュレス化

業界の動向

他の公営競技の経営不振、事業廃止、顧客の属する業界の動向、仕入先業界の動向

また、同業との経営指標の比較については、前述したように統一した会計基準が未整備のため業界を挙げた改善が必要である。

4. 効率的な経営の推進

「総合的機能的な企業経営が可能となるよう簡素で効率的な組織機構とする必要がある。

また、事務事業の見直し、職員配置の適正化などにより適正な定員管理を計画的に推進するほか職員の給与についても給与水準の適正化を図るとともに、一律の月額の特務勤務手当等の運用を是正する必要がある。

さらに、民間委託や業績評価などの民間的経営手法の導入、活用を進めることにより経営効率化とともにサービス内容の充実に努める必要がある。」

児島競艇では、職員の数に関しては、平成 14 年度 5 人削減された。給与水準に関しては、前述したとおりである。また、民間企業と比較して不適正な手当も見られる。

民間的経営手法の導入活用に関しては、ボートピアの運営方法にはその活用が見られる。

5. 財務の適正化

「地方公営企業の料金は、公正妥当かつ能率的な経営の基における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保できるものでなければならない。経営改善合理化による原価の抑制、適切な事業報酬の設定、料金改定時の積極的な広報などに努める必要がある。地方公営企業は独立採算制を経営の原則とし社会情勢、厳しい地方財政の状況を踏まえいっそうの自助努力により独立採算の基本原則に立脚した経営に務める必要がある。

さらに適切な資金計画の策定を通じ効率的な資金管理を行うとともに内部留保の確実有利な運用に努める必要がある。」

児島競艇は経営改善計画に従って入場料を 50 円から 100 円に引き上げた。競馬では

200 円であるから、50 円という金額は今までが低すぎたということもできる。

独立採算の維持については、今後も大きな課題であることに変わりはない。

資金計画に関しては、現状では潤沢な内部留保資金があり、児島競艇の場合資金繰りは問題とならない。内部留保資金の運用の適切性に関しては、一般会計に貸し付けしている以外有効な運用が図られていない。しかし金利水準の記録的な低下をうけ有利な運用先を見つけることはきわめて困難である。

このような経済状況下では、有利性より安全性に十分留意して運用すべきである。

以下は、白書では触れていない公営競技特有の課題である。

6. 公営競技特有の課題

(1) 危機意識の欠如と構造的経営改善の必要性

公営競技の業績不振は年々深刻化している。競艇では事業廃止は出ていないものの、公営競技自体の売上減少は止まっていない。このまま推移するならば競輪と同じ経過をたどることは必至である。公営競技やそのレース数は現状では明らかに過剰なのである。

結果としては一般会計への寄与という役割は果たせたとはいえ、公営企業金融公庫納付金の還付により黒字となるような業績は効率的な経営の結果とはいえない。

そのような危機意識を持ち、児島競艇事業局は、経営改善策を作成しているのは前述 (P49) のとおりである。

現状では潤沢な内部留保に支えられた児島競艇の財務は健全である。しかし、今後それを毎年食い潰していく可能性はないとはいえない。平成 13 年度における児島競艇の自己資本は、22,268 百万円と非常に厚い。自己資本比率は 85% 強である。しかし、利益剰余金のうち建設改良積立金が 2,101 百万円、地元対策繰出積立金が 934 百万円あり、このための目的取り崩しが生じれば、残りは資本金 18,021 百万円と利益積立金等 1,059 百万円である。但し、臨時従業員の退職給付引当金を計上すれば利益積立金等は 244 百万円となる。したがって、決算書の上では 244 百万円の範囲で赤字を吸収できる体質があり、それを超える赤字は資本への食い込みを意味する。一方、運転資金 (流動資産から流動負債を控除した残高) という観点からは、平成 13 年度における 8,755 百万円の運転資金は、仮に競技棟の改築に 40 億円支出されたとしても 47 億円の残高があり、この範囲の資金不足であれば一般会計に迷惑をかけることなく吸収できる。

しかし運転資金的にはこのようなことが指摘できるが、赤字であれば一般会計への繰出金はもちろん期待できないのである。

児島競艇の財務体質は健全であるが、もし繰出金ゼロの状態が続くならば競艇の存在意義が議論されることになるであろう。

児島競艇を含め公営競技は独占的な立場から、法定されている25%という高い控除率（企業会計では売上総利益率に相当する）のもとで経営している。厳しい論者は、この高い控除率では、お客が負けるのは当然であり、結果的に落伍者やギャンブル依存症を増加させているという。独占経営のもと暴利をむさぼっていると批判される。また、この高い控除率は「ノミ行為」の温床になっているという批判もある。海外のカジノでは5%の控除率（売上総利益率）で健全経営しているのである。25%の控除率で赤字というのでは、構造的欠陥があるといわれても仕方がない。

日本でもカジノ解禁論があり、「カジノ特区」構想では10%程度の控除率を想定している。もしそうなれば、25%の控除率ではお客を呼べないであろう。公的独占経営がいつまでも許されるとは限らないのである。今後長期的には、10%程度の控除率で経営できる体質に改善を図らなければカジノ解禁と同時に自然淘汰される日は近い。

そのためには、経営の基本構造にさかのぼった固定費の削減と、経済性、効率性、有効性の徹底した追求が必須である。

一般に公営企業では、いわゆる第三セクターで事業の廃止が相次いでいる。事業の存廃を含めた抜本的な経営改善策が講じられる事態に陥る前に、危機意識をもって経営に臨んでもらいたい。

（2）公営競技の弊害

公営競技に限らず、一般にパチンコ、パチスロ等のギャンブルそのものは大衆の娯楽であり、レジャーのひとつであって、人間の楽しみの一つとして存在する。しかし、度を越してギャンブルに依存する人たちがいる。いわゆるギャンブル依存症である。

ギャンブル依存症とは、身体的、精神的、社会的に自分に不利益、不都合となっているにもかかわらず、ギャンブルをやめられずに反復し続ける状態をいい、米国の精神医学協会、世界保健機構（WHO）で診断基準が作成されている。つまり、ギャンブル依存症は病態のひとつと考えられている。

日本国内の、ある精神科医院の機関における年間300件から350件の新規相談のうち10%から15%がギャンブル関係であるという。また、米国の精神医学協会は、米国成人の約2%から3%がギャンブル依存症であると報告している。全米で300万人から450万人が病的ギャンブルホリックであり、予備軍を入れると1000万人近いと推定されこの数値は増加傾向にあるという。日本では正式な数値は公表されていないが、米国程度とすれば240万人から360万人の患者が存在することになる。

依存症はなにもギャンブルに限らない。アルコール依存症、買い物依存症、恋愛依存症など現代の病は上げればきりが無い。どれも同じように仕事からの逃避、多額の借金、度重なる嘘、場合によっては家庭崩壊、人生転落につながる。しかし、公営競技がギャンブル依存症に関係しているという事実にも目を向ける必要がある。お酒を売っているからアルコール依存症の責任を取れ、というような単純な議論ではない。

平成 13 年のパチンコ参加人口は 1,930 万人、総売上 27 兆円である。女性や若者向けに店内を明るくしソフトでアクセスしやすい環境が用意されている。また、パチスロ、カードリーダー機等いったん中に入れば高額なお金が動く賭博性の高い刺激の強いギャンブル場となっている。すなわち、ギャンブルへの入り口をソフトに、より入りやすく工夫され、いったん入れば大きなお金が動く仕組みが用意されている。

公営競技でも、多くのファンに来場してもらうため、無料バス、交通費支給、ファンサービス品の提供、明るい雰囲気、などアクセスにさまざまな工夫をしている。また、平成 12 年度から 3 連勝式が導入され、これにより 120 通りの買い方が導入された。特に 3 連単により人気が出て競艇場来場者数は増えたところもある。しかし、それだけ初心者が大きな配当を体験できる機会ができたということであり、射幸心をあおる高い賭博性は、依存症のリスクを高めることが指摘されている。ギャンブル依存症を引き起こす要因は、その人の個人的な、はまりやすい心の状態（個人要因）、初心者でも大勝ちするという高い賭博性（種目要因）である。そして最後に、ギャンブル資金を簡単に借金できるという消費者金融の拡大（促進的な社会環境要因）がある。

ギャンブル関係相談者の 9 割が多重債務者であったという事例がある。今のギャンブルには依存症を引き起こす三つの要因がすべてそろっている。

タバコと肺疾患に相関関係があるように、公営競技の大衆化、ソフト化、高い賭博性、消費者金融機関の増加とギャンブル依存症の関係は否定できないであろう。ギャンブル依存症を、その人個人の問題として隔離していいものであろうか。公営競技と負の産物の関係は、かなり以前から議論があるが客観的なデータは存在しない。しかし、公営である以上、この事実を受け止め、何らかの対策を用意しておくべきである。

米国ミネソタ州ではカジノやゲームマシンの粗利益のうち、福祉に 10%、治療施設に 1% 割り当てることになっている。その他の州においても多かれ少なかれ治療施設関連への支出が明記されているという。カナダケベック州カジノモントリオールでは、リーフレットにギャンブル依存症の注意事項が記載されており、24 時間体制でギャンブル依存症の専門ドクターによるケア体制を敷いている。

ギャンブルの是非を議論する際、このギャンブル依存症の問題は、有力な反対意見のひとつであるためここに取り上げた。しかし公営競技の弊害は、これだけに限らない。犯罪が増える、暴力団が関与する、風紀が乱れる、失業者が増える、勤労意欲が低下する、などギャンブル反対論は依然として根強く存在する。このことを常に意識して経営に取り組んでもらいたい。

第 14 さいごに

児島モーターボート競走事業会計の課題につき指摘した点を以下にまとめる。

1. 公営競技の存在に対する根強い反対論と厳しい経済環境を認識し、危機意識をもって対応すること。
 - (1) 公営競技市場の縮小と競争激化という経済環境の認識
 - (2) 根強いギャンブル反対論とギャンブル依存症の問題への対応
 - (3) 現行の控除率は公的独占を背景とした高い利益率であることの認識
 - (4) 赤字経営と公営競技の存在意義
 - (5) 地方財政白書で指摘された課題への対応

2. 上記をふまえ長期的には10%程度の控除率のもとで健全経営できる構造改革を図ること。
 - (1) 人件費の見直し
 - (2) 管理可能固定費の削減
 - (3) 広告費管理の充実
 - (4) 備南競艇事業組合への分配利益率の見直し
 - (5) 経営改善計画の充実
 - (6) 中期利益計画の策定

3. 会計を含む経営管理上の諸問題を是正し情報公開を充実させること。
 - (1) 損益計算書の改善（形態別分類による費用表示）
 - (2) 未払金残高の是正
 - (3) 固定資産残高の是正と固定資産管理の充実
 - (4) ファンサービス品の管理
 - (5) 有料通行料支払金管理の充実
 - (6) 適時人事ローテーション
 - (7) 計画経営の充実

第 5 章 利害関係

監査の対象とした特定の事件につき、私は地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上